

山梨県公報

号外第五号

平成十四年
一月三十一日

木曜日

目次

監査委員

包括外部監査の人の監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十七条第五項の規定に基づき包括外部監査人古屋俊仁から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第一百五十二条の三十八第三項により、次のとおり公表する。

平成十四年一月三十一日

山梨県監査委員	小	林	二	三
同	早	川	正	秋
同	白	倉	政	司
同	中	村	照	人

1 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づき包括外部監査

第2 選定した特定の事件

「公共用施設の管理・運営について」をテーマとして52の施設を選定した。

第3 特定の事件の選定理由

内外情勢の急激とも言わべき変化は、確実に県民ニーズの高度化・多様化を進め、止むところがない。こうした変革に対応した活力ある県政と県民の信頼確立をめざして、県は「新行政改革大綱」を平成11年3月に策定し、実施している。

公共用施設の技術的な見直しも重要な課題とされ、施設の改廃等を含む年次別改革案も実行に移され、最終年度(平成13年度)を迎えた。

そこで、見直しの対象とされた施設について、外部監査の観点からその結果を検証することとした。そして残された課題への取組みに資するためには実地に調査を行うことが必要であると考え52施設の実地監査を特定の事件として選定した。

第4 外部監査の方法

県の企画部、総務部、福祉保健部、森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部及び教育庁が所管する52の公共用施設を監査の対象とした。

この52施設は、大方が地方自治法にいう「公の施設」であって、県の直営施設と公共的法人等への委託施設に分かれる。また一部に行政財産の使用許可によるものが含まれる。

今回はこれら施設の実地監査を中心におき、一部施設は書類審査のみとしたが、50施設については実査することとした。

第5 監査実施期間

平成13年7月1日から平成14年1月15日まで

第6 外部監査の着眼点

- 1 公共用施設の必要性について
 - ① 施設は、県民のニーズに添えているか。
 - ② 当該施設がなくなった場合の影響は、どのようなものがあるか。
 - ③ 市町村及び民間において類似施設がないか。
 - ④ 県で設置しなければならない施設か。
 - ⑤ 当初の目的を達成し、その役割を終えていないか。
 - ⑥ 設置目的に合った利用者によって利用されているか。
- 2 管理運営の合规性について
 - ① 業務に関係する法令及び県財務規則等が守られているか。
 - ② 管理運営を受託した法人の善良な管理者の注意義務は果たされているか。
 - ③ 委託契約の条項は遵守されているか。
 - ④ 契約及び使用許可の更新に際しては現場若しくは現物を確認しているか。
- 3 経済性の発揮について
 - ① 最小の経費で最大の効果を発揮するシステムとなっているか。
 - ② 契約時の減価交渉は実践されているか。
- 4 業務の効率性について
 - ① 日常業務に、ムダ・ムリ・ムラはないか。
 - ② 業務運営に、民間活力導入の余地はないか。
 - ③ 県における類似施設の統合で、より以上の成果を期待できないか。
 - ④ 関係機関との連携が十分にとれているか。
 - ⑤ 施設運営でなく、別の手段によって行政目的が達成できないか。
- 5 管理・運営の公平性
 - ① 利用料等の扱いが、受益者負担の原則にかなうものとなっているか。
 - ② サービスの提供方法(利用時間、利用方法等)が県民の利便性を配慮したものであるとなっているか。
 - ③ 施設におけるサービス内容の広範囲が効果的に行われているか。

II 外部監査の結果

第1 公共用施設について

公共用施設は、一般には直接に一般住民(県民)の共同使用のために供される施設であるとされている。県庁舎など県が直接使用する施設は公用施設と言われ、公共用施設に対するものである。

今回、外部監査の対象とした公共用施設は、その多くが「公の施設」である。しかし、一部には行政財産の使用許可による施設もみられる。その概要は次のとおりである。

1 公の施設

地方自治法第244条第1項には、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と規定されている。その内容は次のとおりである。

(1) 設置・管理条例について

普通地方公共団体(以下「地方公共団体」という。)は、法令に特別の定め(都市公團法など)があるもののほか、公の施設の管理に関する事項は、地方公共団体の条例でこれを定めなければならない。

(2) 管理運営の委託について

地方公共団体は、目的達成に、より効果的と認めるときは条例により、その管理を当該地方公共団体の出資法人(資本構成の公共性—1~2 以上の地方公共団体が半分以上の資本金等を出資する法人)、地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。株式会社など営利法人への全面的な管理運営の委託は、出来ないこととされている(自治体によっては、民間団体への委託の必要性が論議されている)。

なお、公共的団体に課された制約(自治省令等、すなわち一定の出資割合要件、業務内容要件、役員派遣要件及び職員派遣要件)のもとに設立されたものが現行の公共的団体であり、執行体制である。この体制が、公の施設の「目的達成に、より効果的」であるため、どのように寄与しているか、その具体的な成果が問われはじめているといえよう。

(3) 「目的達成に、より効果的」とは

委託により、地方公共団体自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が受けられることである。したがって事務を処理する当たっては、「最小の経費で最大の効果」(地方自治法第2条第13項)をあげ、住民の福祉(公的配慮)をさらに増進させることという。

換言すれば、業務遂行の過程で、限られた資源をもとに経済性、効率性及び有効性を発揮することによって施設の設置目的を達成することである。

(4) 利用料金制について

地方公共団体は、施設の性格、その活用方法及び会計事務の効率化並びに管理受託者の自主的な経営努力を奨励しやすくなるなどの観点から判断して、適当と認めるときは、管理受託者(公の施設の管理委託を受けた者)に当該施設の利用料金(施設使用料)を当該管理受

託者の収入として収受させる(地方公共団体の収入としない。)ことができる。

(5) 実地調査権等について

地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる(第244条の2第6項)。管理委託制度の弾力化や管理受託者の裁量権の拡大との関係で、公の施設の管理の適正を図るための規定とされている。

2 行政財産の使用許可

行政財産とは、公有財産(地方公共団体が所有する財産)のうちで「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいひ、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいひ」と定義している(第238条2項3項)。

この行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる(第238条2項3項)。

例えば、庁舎の空きスペースの暫定的利用や短期的・暫定的な施設の設置等によって、かえって行政財産の効率的な運用や住民の利便性が図られるものも多い。こうしたものについては、行政財産の用途又は目的を妨げない限度内(同条第4項)でその使用が許可される。しかし、他方、それを公用・公共用に供するため必要が生じたとき、許可は取り消される。行政財産の目的外使用許可といわれる所以であって、住民の利用に供されることが本来の目的である公の施設の使用許可とは区別される。

行政財産の目的外使用として、公用施設に関連する事例には、次のようなものがあげられる。

- ① 職員、学生、入院患者などその行政財産(庁舎、学校、病院)を利用する者のため
その行政財産に食堂、売店、理髪店等の厚生施設を設置する場合。
- ② 地方公共団体の指導・監督を受け、その地方公共団体の事務事業を補佐し又は代行する団体において、補佐又は代行する事務事業の用に供するために使用させる場合。
- ③ 地方公共団体と取引関係にある相手方に使用させることが必要かつ相互に便利な場合。

④ 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用・公共用に供するためとくに必要と認められる場合。

①については、行政財産の目的外使用許可の典型とされてきたものであるが、今ではむしろ第238条第4項の「その用途又は目的」に適合的な目的的使用例であるとする考え方がかわりつつあるといえよう。

以上、公の施設及び行政財産の使用許可についての理解をもとに、前述の監査の着眼点に従い、施設を中心とした監査を実施した。その結果は以下のとおりである。

第2 監査対象施設の概況

1 貸館施設(9)

(1) 山梨県県民会館

○設置目的 ・県民に芸術文化に関する展示の場を提供するとともに、地場産業等の振興に寄与する。

○所在地 ・甲府市

○設置年月 ・昭和35年5月

○管理運営方法 ・(財)やまなし文化学習協会へ委託

○所管課 ・企画部県民生涯学習文化課

○施設規模 ・6,553㎡

○有料施設 ・展示会場1～2号室、貸室51室(県民会館内)

・展示会場3～5号室(県民情報プラザ内)

○平成12年度職員数 ・3名(団体等 1、臨時等 2)

○平成12年度県委託料 ・6,127万3,000円

(2) 山梨県立県民文化ホール

○設置目的 ・芸術文化に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与する。

○所在地 ・甲府市

○設置年月 ・昭和57年11月

○管理運営方法 ・(財)やまなし文化学習協会へ委託

○所管課 ・企画部県民生涯学習文化課

○施設規模 ・9,259㎡

○有料施設 ・大ホール、小ホール、練習室、リハーサル室、会議室

○平成12年度職員数 ・27名(県 4、団体等 20、臨時等 3)

○平成12年度県委託料 ・3億1,162万7,000円

(3) 山梨県立総合女性センター

○設置目的 ・女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進する。

○所在地 ・甲府市

○設置年月 ・昭和59年1月

○管理運営方法 ・県直営

○所管課 ・企画部県民生涯学習女性課

- 施設規模 ・4,020,256㎡
- 有料施設・工芸美術室、調理実習室、茶華道室、視聴覚・音楽室、レクリエーション室
- 無料施設・女子団体連絡室、託児室、キッズコーナー、情報資料室、交流室、大・中研修室、会議室
- 平成12年度職員数 ・13名(県5、臨時等8)
- 平成12年度支出額 ・5,159万円

(4) 山梨県立富士女性センター

- 設置目的 ・女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進する。

- 所在地 ・都留市
- 設置年月 ・平成2年12月日
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・企画部県民室青少年女性課
- 施設規模 ・2,328,408㎡
- 有料施設・工芸美術室、調理実習室、茶華道室、視聴覚・音楽室、レクリエーション室
- 無料施設・女性団体連絡室、大・小研修室
- 平成12年度職員数 ・8名(県4、臨時等4)
- 平成12年度支出額 ・2,776万5,000円

(5) 山梨県立映南女性センター

- 設置目的 ・女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進する。

- 所在地 ・南都町
- 設置年月 ・平成8年4月
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・企画部県民室青少年女性課
- 施設規模 ・1,099,90㎡
- 有料施設 ・工芸美術室、調理実習室、茶華道室、視聴覚・音楽室
- 無料施設 ・女性団体連絡室、託児室、研修室
- 平成12年度職員数 ・5名(県4、臨時等2)
- 平成12年度支出額 ・720万9,000円

(6) 山梨県立青少年会館

- 設置目的 ・青少年に自主的かつ創造的な活動の場及び仲間づくりの機会を与え、その健全な育成を図る。

- 所在地 ・甲府市

- 設置年月 ・平成1年3月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・企画部県民室青少年女性課
- 施設規模 ・958,26㎡
- 有料施設 ・音楽室、多目的ホール
- 無料施設 ・団体事務室、交流室
- 平成12年度職員数 ・0名 <勤労青年センターで管理>
- 平成12年度県委託料 ・617万7,000円

(7) 山梨県立郡内地域産業振興センター

- 設置目的 ・地域で生産される工業製品、農産物等の展示等の機会と場を提供し、地域の産業の振興に寄与する。

- 所在地 ・富士吉田市
- 設置年月 ・平成5年4月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県郡内地域産業振興センターへ委託
- 所管課 ・商工労働観光部工業振興課
- 施設規模 ・3,537㎡
- 有料施設 ・会議室 <利用料金制を採用>
- 無料施設 ・展示室、販売場 / 行政財産使用許可関連施設 ・郷土食試食室
- 平成12年度職員数 ・6名(県1、団体等3、臨時等2)
- 平成12年度県補助金 ・3,611万8,000円 <利用料金制を採用>

(8) 山梨県立産業展示交流館アイマッセ山梨

- 設置目的 ・産業に関する製品の展示等を通じ情報、技術、文化等の交流を促進し本県における地場産業の振興及び文化の向上を図ることを目的としている。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・平成7年7月
- 管理運営方法 ・(財)やまなし産業支援機構へ委託
- 所管課 ・商工労働観光部産業交流課
- 施設規模 ・9,945㎡
- 有料施設 ・屋内展示場、屋外展示場、大会議室、小会議室
- 平成12年度職員数 ・6名(県2、団体等1、臨時等3)
- 平成12年度県補助金 ・591万4,000円 <利用料金制を採用>

(9) 山梨県立勤労者福祉センター

- 設置目的 ・勤労者に教養及び文化の向上を図る場を提供し、もって勤労者の福祉

の増進に寄与することを目的としている。

- 所在地 ・富士吉田市
- 設置年月 ・昭和58年5月
- 管理運営方法 ・(社)山梨県労働者福祉協会へ委託
- 所管課 ・商工労働観光部労働雇用品課
- 施設規模 ・988.4㎡
- 有料施設 ・第1～第7会議室、大小和室、大会議室
- 平成12年度職員数 ・4名(団体等 4)
- 平成12年度県委託料 ・1,212万5,000円

2 貸館・宿泊施設(3)

(1) 山梨県立勤労青年センター

○設置目的 ・勤労青年に余暇活動の場及び仲間づくりの機会を与え、その健全な育成を図る。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和45年11月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・企画部県民室青少年女性課
- 施設規模 ・11,948.6㎡
- 有料施設 ・研修室、クラブ室、第1・第2会議室、小ホール、茶・華道室、宿泊室、テニスコート、体育館、プール、グラウンド
- 平成12年度職員数 ・13名(県2、団体等11) <青少年会館の管理を含む>
- 平成12年度県委託料 ・1億4,196万2,000円

(2) 山梨県立国際交流センター

○設置目的 ・県民に国際交流活動等の機会と場を提供し、もって国際化に即した地域社会の発展に寄与する。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・平成2年11月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県国際交流協会へ委託
- 所管課 ・企画部県民室国際課
- 施設規模 ・2,420㎡
- 有料施設 ・大・中・小会議室、宿泊施設
- 平成12年度職員数 ・8名(県1、団体等5、臨時等2)
- 平成12年度県委託料 ・4,034万5,000円

(3) 山梨県立青年の家

○設置目的 ・青少年及び青少年指導者が、集団活動を通じて、社会的教養を高めるとともにひろく一般の社会教育活動の用に供する。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和36年1月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・2,231.42㎡
- 有料施設 ・研修室、視聴覚室、和室、大研修室、講堂、宿泊室
- 平成12年度職員数 ・8名(県2、団体等1、臨時等5)
- 平成12年度県委託料 ・4,496万5,000円

3 宿泊施設(7)

(1) 山梨県立愛宕山少年自然の家

○設置目的 ・恵まれた自然の中での少年の豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活を通して自律、協同、友愛及び奉仕の尊さを体験的に学習させ、心身ともにたくましい少年を育成する。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和48年8月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・福祉保健部児童家庭課
- 施設規模 ・2,663.2㎡
- 有料施設 ・少年自然の家
- 平成12年度職員数 ・8名(団体等7、臨時等1)
- 平成12年度県委託料 ・8,338万5,000円

(2) 県民の森保健体養施設

○設置目的 ・県民の保健体養と、緑化思想の高揚及び林業知識の普及を図る

- 所在地 ・榑形町
- 設置年月 ・昭和50年3月
- 管理運営方法 ・榑形町へ委託
- 所管課 ・森林環境部県有林課
- 施設規模 ・9,530,000㎡(うち施設分7,926㎡)
- 有料施設 ・グリーンロッジ、キャンプ場/無料施設として、森林科学館
- 平成12年度職員数 ・3名(団体等2、臨時等1)
- 平成12年度県委託料 ・1,679万7,000円

(3) 国民宿舎広河原ロッヂ

- 設置目的 ・公営施設(国民宿舎)として、南アルプスにおける低廉かつ健全な、登山拠点宿泊施設として供用する。
- 所在地 ・芦安村
- 設置年月 ・昭和42年5月
- 管理運営方法 ・駒山梨交通に食堂等の設置について使用許可、さらに協議書で運営を委託している。
- 所管課 ・商工労働観光部観光課(直営形態)
- 施設規模 ・701.1㎡
- 有料施設 ・ロッヂ
- 平成12年度職員数 ・1名(臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・523万円

(4) 薬師岳山小屋 <行政財産>

- 設置目的 ・登山者の安全確保及び避難所を設けることを目的としている。
- 所在地 ・韭崎市
- 設置年月 ・昭和47年11月
- 管理運営方法 ・韭崎市に県行政財産の使用許可
- 所管課 ・商工労働観光部観光課
- 施設規模 ・92.4㎡(うち県行政財産分 54.3㎡)
- 有料施設 ・山小屋
- 平成12年度職員数 ・3名(団体等 3)
- 平成12年度県委託料 ・0円

(5) 山梨県立ハケ岳少年自然の家

- 設置目的 ・恵まれた自然の中で少年の豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活を通して自律、協同、友愛及び奉仕の尊さを体験的に学習させ、心身ともにたくましい少年を育成する。
- 所在地 ・高根町
- 設置年月 ・昭和48年3月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・11,004.07㎡
- 有料施設 ・本館、キャンプ場
- 平成12年度職員数 ・12名(県 3、団体等 6、臨時等 3)
- 平成12年度県委託料 ・9,848万2,000円

(6) 山梨県立なかとみ青少年自然の里

- 設置目的 ・豊かな自然とのふれあひの中で集団宿泊活動を通して、自律、責任、協力友愛、奉仕等の尊さを体験的に学習させ、ふるさとを愛するたくましい心豊かな青少年を育成する。
- 所在地 ・中富町
- 設置年月 ・昭和62年6月
- 管理運営方法 ・中富町へ委託
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・2,348.53㎡
- 有料施設 ・宿泊管理棟、キャンプ場
- 平成12年度職員数 ・8名(県 2、団体等 3、臨時等 3)
- 平成12年度県委託料 ・2,588万6,000円

(7) 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里

- 設置目的 ・豊かな自然とのふれあひの中で集団宿泊活動を通して、自律、責任、協力友愛、奉仕等の尊さを体験的に学習させ、ふるさとを愛するたくましい心豊かな青少年を育成する。
- 所在地 ・上野原町
- 設置年月 ・平成10年7月
- 管理運営方法 ・上野原町へ委託
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・1,846㎡
- 有料施設 ・宿泊棟、キャンプ場
- 平成12年度職員数 ・8名(県 3、団体等 2、臨時等 3)
- 平成12年度県委託料 ・2,529万3,000円

4 公園施設(3)

(1) 山梨県立愛宕山こどもの国

- 設置目的 ・児童の健康を増進し、かつ、情操を豊かにし、もって心身ともに健やかなこどもの育成に寄与する。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和46年5月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・福祉保健部児童家庭課
- 施設規模 ・423,000㎡
- 料金設定・キャンプ場(無料:自由広場、斜め広場、変形自転車広場、芝生広場)

- 平成12年度職員数 ・5名 (団体等 4、臨時等 1)
- 平成12年度委託料 ・6,521万3,000円

(2) 山梨県立武田の杜保健休養林

○設置目的 ・青少年その他の県民に自然に親しみ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操の涵養を図ることを目的としている。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和54年3月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県林業公社へ委託
- 所管課 ・森林環境部県有林課
- 施設規模 ・1,950,000㎡(健康の森面積)
- 有料施設 ・キャンプ場
- 平成12年度職員数 ・4名 (団体等 4)
- 平成12年度県委託料 ・4,336万7,000円

(3) 森林公園(金川の森)

○設置目的 ・金川沿岸の水害防備の歴史を有する、貴重な平地林を将来にわたって保存し、保安林機能の増進を図ると共に県民の保健休養の場として利用することを目的としている。

- 所在地 ・石和町、御坂町、一宮町
- 設置年月 ・平成8年5月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県林業公社へ委託
- 所管課 ・森林環境部県有林課
- 施設規模 ・356,000㎡(うち有料施設規模 14,965.64㎡)
- 有料施設 ・ターザットバードゴルフ場、研修室、講習室、サイクルカート、自転車
- 平成12年度職員数 ・7名(団体等6、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・1億462万6,000円

(4) 山梨県立フラワーセンター

○設置目的 ・県民に花とふれあう機会と自然に親しむ場を提供するとともに、花き生産の振興に資することを目的としている。

- 所在地 ・明野村
- 設置年月 ・平成10年8月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県農業振興公社へ委託
- 所管課 ・農政部花き農産課
- 施設規模 ・100,000㎡ (圃場を含む)

- 入園料施設 ・鑑賞温室、フラワー工房等
- 平成12年度職員数 ・21名 (県 8、団体等 2、臨時等 11)
- 平成12年度県委託料 ・2億1,566万7,000円

(5) 山梨県立まきば公園

○設置目的 ・緑豊かな自然の中で、動物とのふれあいの場を提供することにより、畜産に対する県民の理解、併せて県民の保健休養にすることを目的としている。

- 所在地 ・大泉村
- 設置年月 ・平成6年4月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県子牛育成協会へ委託
- 所管課 ・農政部畜産課
- 施設規模 ・100,000㎡(うち施設分 819.8㎡)
- 料金設定ナシ
- 平成12年度職員数 ・3名 (団体等 3、)
- 平成12年度県委託料 ・1,917万円

(6) 山梨県菅根丘陵公園(都市公園) <山梨県立考古博物館の項に併記>

○公園施設: 庭球場、野外研修施設及びベンチカラー並びにこれらの附帯施設

(7) 笛吹川フルーツ公園(都市公園)

○設置目的 ・全県公園化構想の中で、広域公園としての機能に加え特産品のフルーツをテーマに、遊びと楽しさの中でフルーツの歴史、科学、文化について理解を深め、フルーツの振興につなげる。

- 所在地 ・山梨市
- 設置年月 ・平成 7年10月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県公園公社へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・195,000㎡(うち施設 2,899㎡)
- 有料公園施設 ・温室・展示室、屋内研修施設、野外研修施設、料理教室及び作業室並びにこれらの附帯施設
- 平成12年度職員数 ・14名 (県8、団体等 4、臨時等 2)
- 平成12年度県委託料 ・2億281万7,000円

(8) 山梨県芸術の森公園(都市公園) <山梨県立文学館の項に併記>

○公園施設 : 野外研修施設及び茶室並びにこれらの附帯施設

5 スポーツセンター施設(15)

(1) 富士山五合目休憩所(富士スバルロッジ) <行政財産>

- 設置目的 ・昭和40年、富士スバルロッジの開通に伴い、建設され、観光客の休憩所として供用する。
- 所在地 ・富士吉田市
- 設置年月 ・昭和40年10月
- 管理運営方法 ・(株)富士五湖観光センターへ委託
- 所管課 ・商工労働観光部観光課
- 施設規模 ・849.97㎡
- 利用料金 ・無料
- 平成12年度職員数 ・0名
- 平成12年度県委託料 ・89万円

(2) 富士山総合安全指導センター <行政財産>

- 設置目的 ・富士山登山者への安全登山指導のために設置し、遭難防止に努める。
- 所在地 ・富士吉田市
- 設置年月 ・平成7年6月
- 管理運営方法 ・富士山安全指導センター運営協議会(財)行政財産の使用許可
- 所管課 ・商工労働観光部観光課
- 施設規模 ・110.15㎡
- 利用料金 ・無料
- 平成12年度職員数 ・6名 (団体等 3、臨時等 3)
- 平成12年度県補助金 ・500万円

(3) 山梨県小瀬スポーツ公園 (都市公園施設)

- 設置目的 ・「かいじ国体」のメイン会場として建設された総合運動公園であるとともに、県民の緑のオアシスとして親しまれる公園とする。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月・陸上競技場(昭60・10)、野球場(昭60・8)、庭球場(昭60・5)、体育館(昭59・4)、水泳場(昭60・5)、球技場(昭59・12)
補助競技場(昭61・1)、武道館(平8)、アイスアリーナ(平12・9)
- 管理運営方法 ・(財)山梨県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模・134,586㎡(公園面積 460,000㎡)
- 有料施設・陸上競技場、野球場、庭球場、体育館、水泳プール、球技場、補助競技場、武道館及びアイスアリーナ並びにこれらの附帯施設。

技場、武道館及びアイスアリーナ並びにこれらの附帯施設。

- 平成12年度職員数 ・陸上競技場、体育館、水泳場、球技場、補助競技場
6名 (団体等 3、臨時等 3)
- 野球場 7名 (団体等 6 臨時等 1)
- 庭球場 5名 (団体等 4、臨時等 1)
- 武道館 7名 (県 1、団体等 5、臨時等 1)
- アイスアリーナ 3名 (団体等 2、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料: 5億4,280万9,000円

(4) 山梨県富士北麓公園 (都市公園施設)

- 設置目的 ・「かいじ国体」のサブメイン会場として設置したが、地域住民さらには広域からの利用者をも対象に大規模総合公園として運営する。
- 所在地 ・富士吉田市
- 設置年月 ・昭和61年11月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・73,839.0㎡ (公園面積 316,000㎡)
- 有料施設 ・陸上競技場、球技場、野球場、体育館
- 平成12年度職員数 ・8名 (県 2、団体等 3、臨時等 3)
- 平成12年度県委託料 ・5,583万9,000円

(5) 御勅使南公園 (都市公園施設)

- 設置目的 ・御勅使川の廃川敷を利用した総合公園の中に、「かいじ国体」での使用に向けてラグビー場として整備し、専用施設として運営する。
- 所在地 ・八田村
- 設置年月 ・昭和61年11月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・25,088.88㎡
- 有料施設 ・ラグビー場
- 平成12年度職員数 ・1名 (臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・775万4,000円

(6) 山梨県富士川クワトロパーク (都市公園施設)

- 設置目的 ・カヌー競技を地域のスポーツとして根付かせ、県民の競技人口の拡大をめざし、カヌーポンドを整備して地域の活性化に寄与する。
- 所在地 ・身延町
- 設置年月 ・平成7年4月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・14,000㎡(うち施設面積 2,651㎡)
- 有料施設 ・カヌー場及びその附帯設備
- 平成12年度職員数 ・3名(団体等 2、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・1,468万6,000円

(7) 八木崎公園 (地区公園)

- 設置目的 ・地域の体育向上を目的とする。
- 所在地 ・河口湖町
- 設置年月 ・昭和53年3月
- 管理運営方法 ・河口湖町へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・1,600㎡
- 有料施設 ・ラニスコート
- 無料施設 ・自由広場、芝生広場等
- 平成12年度職員数 ・3名(団体等 2、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・0円

(8) 利根川公園 (地区公園)

- 設置目的 ・地域の体育向上を目的とする。
- 所在地 ・増穂町
- 設置年月 ・昭和56年3月
- 管理運営方法 ・増穂町へ委託
- 所管課 ・土木部都市計画課
- 施設規模 ・1,875㎡
- 有料施設 ・フェール
- 無料施設 ・ゲートボール場、遊具広場等
- 平成12年度職員数 ・3名(団体等 2、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・0円

(9) 山梨県営運動場(飯田)

- 設置目的 ・昭和4年に設置、同46年から県営運動場として、県体育の向上を目的とする。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・野球場(昭和10年)、陸上競技場(昭和2年)、庭球場(昭和40年)
- 管理運営方法 ・(財)山梨県体育協会へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・27,253.4㎡
- 有料施設 ・野球場、陸上競技場、庭球場
- 平成12年度職員数 ・2名(団体等 1、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・1,376万2,000円

(10) 山梨県緑が丘スポーツ公園 (都市公園)

- 設置目的 ・社会体育の振興と県民の健康・体力づくり、交流の場とする。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・すもろ場 昭和46年6月、体育館 昭和46年6月、洋弓場 昭和46年6月、スポーツ会館 昭和49年7月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県体育協会へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・11,025.46㎡(県分公園面積 119,064.71㎡)
- 有料施設 ・すもろ場、洋弓場、体育館及びスポーツ会館並びにこれらの附帯施設
- 平成12年度職員数 ・7名(団体等 7、)
- 平成12年度県委託料 ・1億854万5,000円

(11) 山梨県立八代射撃場

- 設置目的 ・ライフル射撃競技の普及と技術向上を図る。
- 所在地 ・八代町
- 設置年月 ・昭和59年4月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・2,010.19㎡
- 有料施設 ・射場(ライフル銃<スモールボア>、エアライフル<空気銃>)
- 無料施設 ・管理棟2F(ビームライフル)
- 平成12年度職員数 ・2名(臨時等 2)
- 平成12年度県委託料 ・664万3,000円

(12) 山梨県立基崎射撃場

- 設置目的 ・スノー射撃競技の普及と技術向上を図る。
- 所在地 ・基崎市
- 設置年月 ・昭和41年6月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・6,600㎡
- 有料施設 ・射撃場(トラップ競技、スキート競技、ライフル実弾射撃)
- 平成12年度職員数 ・1名(臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・434万1,000円

(13) 山梨県立八ヶ岳スケートセンター

- 設置目的 ・小淵沢町内にある勤労者・いこいの村スポーツ施設として設置する。
- 所在地 ・小淵沢町
- 設置年月 ・昭和57年12月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県民スポーツ事業団へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・33,000㎡
- 有料施設 ・スケートリンク
- 平成12年度職員数 ・7名(団体等 2、臨時等 5)
- 平成12年度県委託料 ・4,298万1,000円

(14) 本栖湖青少年スポーツセンター

- 設置目的 ・豊かな自然とのふれあいの中で、スポーツ活動の場を提供し、もって青少年の心身の健全な発達に寄与する。
- 所在地 ・上九一色村
- 設置年月 ・昭和40年5月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県体育協会へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・160,241.22㎡
- 有料施設 ・体育館、運動場、テニスコート、バレーコート、プール、キャンプ場、宿泊棟
- 平成12年度職員数 ・5名(団体等5)
- 平成12年度県委託料 ・4,945万6,000円

(15) 釜無川スポーツ公園

- 設置目的 ・利用対象地域を甲府市、中巨摩郡とする広域体育施設を目的とする。
- 所在地 ・竜王町
- 設置年月 ・昭和46年3月
- 管理運営方法 ・竜王町へ委託
- 所管課 ・教育庁スポーツ健康課
- 施設規模 ・51,350㎡
- 有料施設 ・多目的グラウンド(グラウンド、テニスコート)
- 平成12年度職員数 ・1名(臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・210万円

6 研修・学習施設(4)

(1) 山梨県立リニア見学センター

- 設置目的 ・リニアモーターカーに関する知識の普及及び啓発を図り、もって高速交通の発展に寄与する。
- 所在地 ・都留市
- 設置年月 ・平成9年4月
- 管理運営方法 ・都留市へ委託
- 所管課 ・企画部リニア推進課
- 施設規模 ・474.93㎡
- 無料施設 ・展示室、展望室等
- 平成12年度職員数 ・5名(団体等 1、臨時等 4)
- 平成12年度県委託料 ・1,892万5,000円

(2) 山梨県防災安全センター

- 設置目的 ・県民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄することを目的としている。
- 所在地 ・田富町
- 設置年月 ・昭和57年4月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県消防協会へ委託
- 所管課 ・総務部消防防災課
- 施設規模 ・1,030㎡
- 料金設定ナシ
- 平成12年度職員数 ・5名(県 1、団体等 2、臨時等 2)
- 平成12年度県委託料 ・1,428万7,000円

(3)山梨県立の自然ふれあいセンター

- 設置目的 ・自然を学び、理解する場として整備、環境教育実践の場として位置付ける
- 所在地 ・大泉村、高根町
- 設置年月 ・平成6年11月
- 管理運営方法 ・(財)キョーゾ協会へ委託
- 所管課 ・森林環境部みどり自然課
- 施設規模 ・799㎡
- 無料施設 ・視聴覚ホール、特別展示ホール、インフォメーションホール
- 平成12年度職員数 ・4名(団体等 3、臨時等 1)
- 平成12年度県委託料 ・4,980万8,000円

(4)山梨県立富士ビクターセンター

- 設置目的 ・自然の保護についての知識及び観光地の適正な利用方法の普及ならびに来訪者の利便を図る。
- 所在地 ・河口湖町
- 設置年月 ・昭和45年12月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県観光連盟へ委託
- 所管課 ・商工労働観光部観光課
- 施設規模 ・1,670㎡
- 無料施設 ・展示コーナー、インフォメーション、研修室
- 平成12年度職員数 ・5名(臨時等 5)
- 平成12年度県委託料 ・3,452万4,000円

7 博物館等施設(6)

(1)山梨県立図書館

- 設置目的 ・図書館資料を収集し、整理し、保存し、一般の利用者のために供用し、その教養・調査研究・レクリエーション等に資する。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和45年6月
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・4,250㎡
- 無料施設 ・閲覧室・学習室、講堂
- 平成12年度職員数 ・38名(県 23、臨時等 15)

○平成12年度支出額 ・3億985万1,000円

(2)山梨県立美術館

- 設置目的 ・美術に関する資料の収集・保存・展示・公開、調査・研究及び教育普及事業などの専門的活動を通じて県民文化の発展に寄与する。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・昭和53年11月
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・教育庁学術文化財課
- 施設規模 ・8,505㎡
- 有料施設 ・常設展示室、企画展示室、一般展示室、講堂、実習室
- 平成12年度職員数 ・32名(県 15、団体等 4、臨時等 13)
- 平成12年度支出額 ・4億3,136万円

(3)山梨県立考古博物館 <曾根丘陵公園施設>

- 設置目的 ・考古学に関する資料の収集・保存・展示・公開、調査・研究及び教育普及事業などの専門的活動を通じて県民文化の発展に寄与する。
- 所在地 ・中道町
- 設置年月 ・昭和57年11月
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・教育庁学術文化財課
- 施設規模 ・3,603.65㎡
- 有料施設 ・常設展示室、野外研修施設、庭球場、バンガロー
- 無料施設 ・研修センター
- 平成12年度職員数 ・19名(県 12、臨時等 7)
- 平成12年度支出額 ・1億7,529万6,000円

(4)山梨県立文学館 <芸術の森公園施設>

- 設置目的 文学に関する資料の収集・保存・展示・公開、調査・研究及び教育普及事業などの専門的活動を通じて県民文化の発展に寄与する。
- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・平成元年11月
- 管理運営方法 ・県直営
- 所管課 ・教育庁学術文化財課
- 施設規模 ・6,630㎡

- 有料施設 ・展示室、講堂、研修室、研究室、野外研修施設、茶室
- 平成12年度職員数 ・37名 (県 20、臨時等 17)
- 平成12年度支出額 ・3億9,337万7,000円

(5) 山梨県立保存民家安藤家住宅

○設置目的 ・県が所有する重要文化財である民家を公開し、ふるさとの文化に関する県民の知識を深め、もって県民文化の発展に寄与する。

- 所在地 ・甲西町
- 設置年月 ・昭和61年9月
- 管理運営方法 ・甲西町へ委託
- 所管課 ・教育庁学術文化財課
- 施設規模 ・4,413㎡
- 有料施設 ・安藤家住宅
- 平成12年度職員数 ・2名 (町臨時職員 2)
- 平成12年度県委託料 ・590万8,000円

(6) 山梨県立科学館

○設置目的 ・青少年をはじめとする県民の科学に対する関心と理解を深め、豊かな創造性を育み、もって教育及び文化の発展に寄与する。

- 所在地 ・甲府市
- 設置年月 ・平成10年7月
- 管理運営方法 ・(財)山梨県青少年協会へ委託
- 所管課 ・教育庁社会教育課
- 施設規模 ・6,498㎡
- 入館料施設 ・展示室、実験室、工作室、サイエンスショーブース、あそびの部屋

観覧料施設 ・スペースシアター

- 平成12年度職員数 ・28名 (県10、団体等8、臨時等 10)
- 平成12年度県委託料 ・3億6,599万2,000円

第3 施設共通の指摘及び意見

全施設に涉ってはほぼ同様な事例が認められ、したがって各施設に共通の指摘或いは意見としたものは以下のとおりである。

(1) 県職員の派遣協定を行うべきもの

今回、監査した公共施設(52)のうち、直営7施設を除いた15の施設に県職員合計50名を派遣している。地方公共団体が職員を派遣する場合は、相手先団体との間に派遣協定を結ぶのが通例であるが、これら15の施設においては、これが行われていない。このため派遣職員の委託先団体での業務内容・派遣期間・給与・服務等に関する事項が明文化されない場合が多く、不分明なものとなっているのは適切でない。

平成14年4月1日、新法(公益法人等)一般職の地方公務員の派遣等に関する法律)が施行されるが、各団体で確認されている職員については、この法の趣旨に則り適切な措置をとられたい。

<各主管課共通>

(2) 委託に係る設備・備品の管理体制を確立すべきもの

委託された公共施設の設備や備品は受託事業の執行に不可欠のものであり、受託者の義務として、この設備・備品には善良な管理者のなすべき注意が払われなければならないが、つぎのとおり管理者の注意義務に違反する事例がみられた。

委託契約は、毎回、年度はじめに行われているが、備品・設備については契約時に施設内での現況を確認することもなく備品・設備の目録を形式的に交付し、これを貸与したものであるとして処理している。

この結果、目録と現品が一致しない場合が多い。例えば、勤労青年センターにおいては開設(昭50.10.1)当時に、委託物品として交付された備品、消耗品が開設当時のまま台帳に記載され(角椅子440個、毛布140枚など)、その後の出納状況は一切把握されていない。現物との照合は行われていないのである。また、新規購入したものをすべてが台帳漏れとなっている例も多い。例えば八代射撃場では、ドイツ製標的交換機38台がすべて簿外となっていたり、富士ビクターセンターでは大型マルチ映像装置一式を寄付受領(H10.7.28 室ぐじ協会)しているが設備台帳に記入もれていないなどがある。

一般に、委託施設の供用開始に際し、設備の場合は設計図書や図面が、備品はその名称、型式、数量を記載した目録書が、渡される(型式等の記載の無いもの、価格記載のないものが多い)。この引渡し方法は、図書や図面に写された器具や装置の名称と数及び目録を確認し、これを引渡書類に明記することをもって行わなければならない。

しかし大方の施設においては、現物先渡しのみで現品突合に必要なこの引渡し書類が作成、保存されていない、とくに設備に関しては図面の種類と点数の正確な記録と保存が不可欠である。この図面類は維持修繕のつと必要とされ、業者に貸出されることも多く突合すべき書面上の記録がないと紛失しやすいからである。

これが引継ぎ書に添えて正確な図書・図面の現物確認書の作成・交付が必要である理由であるが、現時点では紛失の有無さえ明確でないと思われるが現存する図書や図面を現状に照らし確認し、移動先を調査するなどによってあるべき管理体制の立て直しを図るべきである。

<各主管課及び施設共通>

(3) 随意契約における減価交渉の実施に留意すべきもの

各施設においては、設備の不具合やその原因及び修理・修繕の記録を残すシステムが、とられていない。したがって、入札に付するための細部の条件設定に不慣れなため、委託料の範囲で行う、設備の維持・補修工事は、当該設備を製作または設置した業者に委ねざるを得ず、これがまた随意契約の増加の一因ともなっている。

この背景には次のような事情があると考えられる。

①設備等の台帳作成は、県の電算システムによる集中管理方式によって、比較的容易に台帳作成が可能であるにもかかわらず、県の主管課を通じて、これを作成・活用している施設は少ない。毎年取交わす委託契約書に添付の、取得価格欄もない、簡単な貸与設備・備品の目録書で済ませている施設(監査の後半には主管課が作成し、施設に交付するケースも見られるようになった。)が多くみられた。

②また県主管課をとおして、電算による台帳を備えても、現行の様式は施設や物品の現状把握を主眼としており、修繕記録等の沿革を盛り込む様式ではないため活用度は必ずしも高くはない。したがって、設備や物品に対する担当者のこだわりも薄れ、修繕・補修のための業者との契約締結に際しても機械的、形式的な対応になり易い。

③管理運営の委託は、信頼関係が基本とされるが、現状必ずしも原則どおりではない。施設側の子算支出から決算に至るまで契約条項にもいしほり(ゼロ精算もその一例)があり、施設側の意欲減退を招きかねない。この点は、相互に説明不足や誤解があるかもしれないし、反省し是正すべき点である。

しかしながら、施設の管理運営が法人に委ねられている主旨を考え、法人自らも施設の管理・運営の専門家として、言われるまでもなく補助簿を整備するなどしてその機能に熟知することも必要である。随意契約において、合見積りをとったりとらなかつたり、形式的に体裁を整えたりするケースが見られるが、今後は、契約締結の際には減価交渉を実践するなど積極性をもつことが必要である。

<各主管課及び施設共通>

(4) 工作物等の登載基準を明確にして公有財産台帳に登載すべきもの

山梨県においてはスポーツ施設の多くが都市公園施設として整備されており、その整備内容は一定の様式に従って都市公園台帳(都市公園法)に記載されている。一方、山梨県公有財産事務取扱規則においては公有財産台帳を備え(第41条)、土地、建物及び工作物など公有財産について必要事項を記載することとされている。

ところで、都市公園台帳でみると、次の表のとおり、小瀬スポーツ公園等における陸上競技場フアールド、テニスコート及び野球場グラウンド部分については当該スポーツ施設の心臓部をなすことから多額の経費が投下されている。

しかしながら、このように多額の経費が支出されているにもかかわらず、当該フールド等に

対する投資額が公有財産台帳に工作物として登載されず、また、土地の一部として同台帳「拾草欄」にも金額表示されていないため、簿外となっているのは適正でない。

これは、公有財産事務取扱規則において公有財産台帳に登録すべき土地、建物、工作物等公有財産の区分、宅地、事務所建、舗床等の種目、数量及び単位は定められている(第43条附表第一)が、土地の一部として取扱う場合の取扱基準が曖昧であり、また、特に工作物については具体的な定義もなく、登載基準も明確となっていないためであることから、実施細則を定めることなどによって取扱・登載基準を明確にし、陸上競技場フールド等について公有財産台帳に登載すべきである。

また、立木竹のうち樹木についても、表の各公園において相当多数認められるにもかかわらず、上記と同様、取扱・登載基準が明確に示されていないため全く登載されていない。

(表) 陸上競技場フールド等工事費調べ

公園名	施設名	建設年度	建設工事名	建設工事費
小瀬スポーツ公園	陸上競技場	平成59年度	フールド工事	419,098千円
	野球場	平成60年度	グラウンド舗装	65,430
	庭球場	平成59年度	コート舗装	154,300
	水泳場	平成58-60年度	プール・メインス タンプ工事	344,807
富士北麓公園	陸上競技場	平成57-60年度	グラウンド工事	405,554
	球技場	平成58年度	グラウンド工事	74,620
	野球場	平成58-60年度	グラウンド工事	72,344
御勅使南公園 富士川クラフトパーク	ラグビー場	平成59年度	競技場舗装ほか カヌーポイント擁 壁・池工事ほか	83,449
	カヌー場	平成5-6年度		333,051

(注) 都市公園台帳による。

<各主管課及び施設共通>

(5) 寝具類乾燥の実施回数について検討すべきもの

下記に示した施設は、旅館業法第2条に定める簡易宿所に該当する施設である。当該簡易宿所で使用される寝具類については、常に清潔にし、随時日光にさらす等、適当な方法により消毒すること(山梨県旅館業法施行条例第4条第7項ハ)とされ、山梨県は、その具体的処理基準として「1か月以上1回以上行うことが望ましい。」(旅館業における衛生等管理要領<昭和59.8.28厚生省>)として指導している。

しかしながら、各施設では委託(ふとん乾燥車)により寝具類の乾燥を実施しているものの、年1〜2回の実施回数となっており、上記の衛生基準に照らし適切でない。

不特定多数の者が利用する宿泊施設で、かつ、直接体に触れる寝具類であるため、衛生的な観点から寝具類乾燥の実施回数について検討されたい。

記

山梨県立勤労青年センター

(企画部 青少年女性課)

- 山梨県立青年の家 (教育委員会社会教育課)
- 山梨県立八ヶ岳少年自然の家 (教育委員会社会教育課)
- 山梨県立なかとみ青少年自然の里 (教育委員会社会教育課)
- 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里 (教育委員会社会教育課)
- 山梨県立愛宕山少年自然の家 (福祉保健部児童家庭課)

<各施設共通>

(6) 公金収納事務取扱者の周知方法につき検討すべきものは、公の施設の管理を県の出資団体等に委託し(地方自治法第244条の2第3項)、その使用料の収納については地方自治法、同法施行令、山梨県財務規則及び各施設別収納事務委託取扱要綱によるものとしている。

ところで、地方自治法施行令(第158条第2項)は、「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされ、県は、毎年度、個々の施設ごとに収納事務の委託について告示し、山梨県公報で公表している。

しかしながら、同施行令では「当該納入義務者の見やすい方法により」と特に規定していることから、納入義務者が、直接、払い込む窓口はその旨を掲示する方法で行う必要があるが、特段このような方法は講じられていない。

徴収又は収納の事務の委託は、一定の私人に対して収入の確保及び住民の便益増進に寄与すると認められる場合に限り認められるものであるので、山梨県公報で公表するほかに、契約等により徴収又は収納事務の受託者である旨を証する書面を交付し、窓口に掲示するなど、納入義務者により周知徹底できるような方法を講じるべきである。

<各主管課共通>

(7) 受託団体における事業収支のゼロ精算につき検討すべきものは、事業収支のゼロ精算について、小瀬スポーツ公園の運営委託を受けている(財)山梨県民スポーツ事業団の例でみると次のとおりである。

①(財)山梨県民スポーツ事業団のスポーツ振興基金特別会計の中で「スポーツプログラム一養成事業」と「スポーツリーダー養成事業」の収入と支出はまったく同額となっている。支出の部の子算額と決算額を比べると総額では予算と決算は一致しているが、個々の科目毎には差異がある。理事会対策等の理由で毎年ゼロ決算を行うため、期末に需用費で小額の事務用品等を購入し(必要なものを繰り上げ購入しているとの説明)支出額が収入額と同額の金額になるよう調整しているとのことである。

消費税も含めてゼロ決算を組むことの煩雑さや、先行購入物品の陳腐化や物品管理を考えれば、普通に決算を行い、県からの交付額との差額は繰越収支差額で処理すべきである。また、不要不急の物品購入は慎むべきである。

②事業団の一般会計の教育委員会受託事業部分は繰越収支差額を持っているが、土木部受託事業部分は受託収入＝予算額＝決算額となり毎年ゼロ決算を行っている。特に違う決算処理方法を行う理由は見出せない。同様な決算方法をとるべきと思われる。通常の決算であれば繰越収支差額が生じるのは当然であり、それが不必要に多額であれば翌期以降の受託契約で調整すればよいことと思われる。

以上の操作によるゼロ決算処理は、1～2の例を除き今回の対象施設すべてに及んでいる。こうした決算処理に払われるコストについても考慮し精算方法の変更を検討すべきである。

<各主管課及び施設共通>

(8) 使用許可、使用料還付等の権限規定の整備について検討すべきものは、山梨県教育委員会が所管する公の施設における施設の使用許可権、使用料の還付権及び使用料の減額免除権は、それぞれの設置管理条例において下表のように定められている。

(表) 各設置管理条例における使用許可・還付・減額免除権限調べ

施設名	施設使用許可権	使用料の還付権	使用料の減額免除権
八ヶ岳少年自然の家	教育委員会	知事	—
青少年自然の里	—	—	—
科学館	—	—	知事
美術館	—	教育委員会	教育委員会
考古博物館	—	—	—
県民保存民家	—	知事	知事
文学館	—	—	—
射撃場	—	—	—
八ヶ岳スケートセンター	—	—	—
本栖湖スポーツセンター	—	—	—
総合女性センター	—	—	知事
青年の家	—	—	—

少年自然の家、美術館及び考古学博物館のように、使用料の還付権及び使用料の減額免除権とも教育委員会にある施設と科学館等その他施設のように使用料の還付権及び使用料の減額免除権が知事に留保されている施設とがあり、県の設置管理条例における権限の定め方は同一ではない。

使用料の還付及び減額免除の権限が知事に留保されている施設における実務については、次の事例のとおり、恰も教育委員会に還付及び減額免除権があると言うような実務が行われており、条例の規定どおりに実施されていない状況にある。

① 科学館：小・中・高等学校等の学習利用については減額免除の対象となるが、各学校は教育委員会に対して減額免除の申請を行い、承認を受けている(例：平成13年10月分についてみると学習利用等子約6,109人が減免対象である。)

② 文学館：平成13年度においてA中学校は、研修室1・2・3使用料2,340円(8月22日使用分)を支払ったが、台風接近で中止したため、文学館長に対して還付申請を行い、同館

長の承認を受けて選付(2,340円)されている。
使用料の選付及び減額免除の権限について整備するよう検討されたい。

<主管理共通>

(9) 各部署の所管事業区分に従って財産管理・予算管理を行うべきもの
小瀬スポーツ公園内の陸上競技場は、公有財産台帳上、土木部都市計画課の所管で、公施設の管理委託契約によって(財)山梨県民スポーツ事業団(教育委員会が出せん)がその管理運営に当たっている施設である。

ところで、教育委員会は、当陸上競技場をサッカー「J1バフアール甲府」のホームグラウンドとして、Jリーグの規格に合わせるために既存の競技場に、表のとおり、夜間照明灯、電光掲示板、バックスタントを付加する設置工事(契約額合計 1,167,684 千円)を実施している。教育委員会は当該工事後、当該公有財産を土木部都市計画課へ引継ぐものとしている。

(表)小瀬陸上競技場における付加設置工事調べ

工事名	契約額	契約期間	契約の相手
バックスタントその他工事	355,845,000 円	H10.6.4～H11.3.19	藤島・進藤建設 JT
夜間照明設備工事	418,950,000 円	H10.6.8～H11.3.19	おじでん・内外・ヒロセ電気 JT
電光表示設備工事	354,299,400 円	H10.6.8～H11.3.19	東芝テックス(株)
バックスタント他電気設備工事	38,589,600 円	H10.6.8～H11.3.19	(株)宝和興業

しかしながら、行政財産の財産管理については、本来、その財産を所管する部署が予算措置を行い、修繕・追加工事等の維持管理を行うべきであって、管理に責任を持たない他の部署が工事施工することは財産管理上及び予算管理の面においても適正でない。また、現状の管理においても工事後取得財産を土木部に引継ぐこととしているが、監査日(平成 13.9.18)現在、その引継ぎが行われていない。

地方自治法は、歳入歳出予算の区分(第 216 条)において歳出予算はその目的に従ってこれを款項に区分しなければならぬとして、いわゆる「事業別予算」を志向していることから、各部署の所管事業区分に従って財産管理及び予算管理を行うべきである。

<主管理共通>

(10) 施設利用者への効果的なアンケート調査の実施について(意見)

現在、利用者への本格的な施設全体を把握し、今後のあるべき姿を探ることを意図したアンケート調査は実施されていないようである。特に公の施設は県民の福祉の増進におかれ、この目的実現のためであると法定されているが、このことは、施設の管理・運営に従事する者には、常に自覚されなければならない。一方、施設利用者としての県民は、福祉の当然の受益者として、公的配慮を受ける立場である。この施設管理者と県民を結ぶ有力な手段としてア

ンケート調査があるのであって、恣意的に行われ、集計もそこそこにして放置されているものではない。

施設は、住民本位の観点から、何をするか、施設全体のあり方について、このアンケート調査は行われるべきで、その結果は、必ず集計され、分析され、評価され、発表され、そして実現の可否が問われなければならないし、このサイクルが重ねられて、はじめに県民福祉を効果的に達成するための有効な手段たりえんと思料される。

各施設でのアンケート調査の実施状況についてみたが、調査結果を管理・運営に活用しているところもあるが、全く調査を実施していないところが多くみつけられた。

県民サービスの施設運営のため、施設のあり方を求めるに効果的なアンケート調査の実施が期待される。

<各施設共通>

(11) スポーツ施設等の臨時休業日の設定について明確にするべきもの
スポーツ施設等有料公園施設については、期間限定のものを除き、施設ごとに、毎週、月曜日から水曜日の内からの1日及び年末年始(ただし、該当日であっても施設ごとに特定の期間は休業日としない。)の期間が休業日と定められている(山梨県都市公園条例施行規則第2条)。したがって、一般的にはスポーツ施設等の営業(開館)日は、特別な休業日がない限り、年間307日を超えることとなる。

ところで、平成12年度におけるスポーツ施設の開館日数をみると、下表のとおり、冬期間(12月から3月まで)休業している施設があり、営業(開館)日数が200日に満たないスポーツ施設もある。

しかしながら、休業日の変更については、知事が特別の理由により必要があると認めるときに実施されるものである(同条例施行規則第2条但し書き)が、受託者の(財)スポーツ事業団は、同条例施行規則に定めのない長期間の臨時休業について、委託者の主管理と協議等して決定した形跡もなく、知事の権限を受託者の専決で長期休業日としているのは適正でない。

臨時休業日は、本来、県民が一般的に利用できる施設を特に日又は期間を定めてその利用を制限するものであることから、その設定については規則どおりの手続きを踏み、明確化を図るとともに公報などによって県民に周知させる必要がある。

なお、これらの施設は、カヌー場では冬期におけるボンド凍結、富士北麓公園では冬期間は霜によるグラブ不良などによって利用が困難である場合が多いことから、臨時休業とすることなく、予め同条例施行規則で休業日とすることについても検討する必要がある。

(表)スポーツ施設開館日数調べ

公園施設名	スポーツ施設名	利用制限期間	開館日数	摘要
富士川	カヌー場	12月～2月	223日	冬期休業
クラフトパーク	野球場	12月～3月	169日	冬期整備
富士北麓公園	球技場	12月～3月	189日	冬期整備

富士北麓公園	陸上競技場	12月～3月	245日	イノブイールド
御牧使南公園	ラグビー場	1月～3月	285日	芝生養生

(注) 予備監査における提出資料である「施設別利用状況表」による。

(12) 委託契約における残存物件報告書を提出すべきもの

山梨県は、小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、御牧使南公園(ラグビー場)及び富士川クラフトパーク(カヌー場)の維持管理について、(財)県民スポーツ事業団と、毎年度、業務委託契約(期間:平成12.4.1～13.3.31、契約額:455,551千円)を締結している。この契約において当該業務が完了したときは、同事業団は、完了報告書、決算報告書、残存物件報告書及び委託業務の実施記録(以下、「完了報告書等」という。)を県に提出しなければならぬ(契約書第15条第1項)とし、県はこれらによって完了確認を行う(同条第2項)としている。

しかしながら、これら完了報告書等のうち、残存物件報告書については県に対して報告されておらず、契約書に違反するものであり、また、契約の実務担当者の双方において当該残存報告書の具体的内容について十分には理解されておらず、契約事項を無意味なものとしているのは適正でない。

この残存物件報告書の内容は、消耗品費、燃料費等で購入したトイレットペーパー、重油、灯油等の契約終期における在庫(期末残高)で、企業会計でいう「貯蔵品」に相当するものと推測されるが、当該期末残高が次年度における契約額に影響を及ぼす可能性もあることから残存物件報告書を提出する必要がある。また、契約当事者双方において契約条項を十分に認識・理解して契約内容の履行に遺漏のないよう留意する必要がある。

(13) 施設使用料の適正な収納につき留意すべきもの

全国大会などの参加選手で教育委員会が指名した選手については、団体練習を行うときは半額免除の扱いとされる期間(大会前の一定期間)がある。

これを対象についてみると、実際には、本来個人で行う競技であるから、団体練習になじまないとして、大会参加者等には、全て半額扱いとしている事例がみられた。免除条件を無視した不適正な行為である。

施設使用料は、条列事項であり、半額免除は県(教育委員会)においてもごく限られた裁量行為と思われる。公の施設使用における公平性の原則に直接に関わるからである。受託団体の採算の運用は厳に慎むべきである。

(14) 高額契約における信用調査(履行担保)について(意見)

山梨県立科学館においては、プラネタリウム番組の制作は、ほぼすべて甲社に随意契約で委託している。

この委託料の支払いには、12年度実績でスペースシアターの保守点検業務、プラネタリウム番組の制作、アストロビジョン映画のレンタル、プラネタリウム用電球の交換費用等で1億円を超

えるが、同研究所の信用調査がされていない。工事に關しては建設業の経営審査が制度化されているが、サービス、ソフトの開発等についても金額的に大きなものが出てくるので経営審査的(履行担保)な信用調査の制度化を検討すべきと思われる。

(15) リース契約について検討すべきもの

県立図書館では山梨県立図書館電算システムのリース契約を日本電気リース㈱と単年度で結んでいる(年間約3千7百万円)で物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める規則に基づき随意契約)。これは単年度契約であり契約書では途中解約の条項もあるが、解約時のペナルティが相当であり紳士協定で途中解約無しの実質的にはファイナンスリースであるとの担当者の説明であったが、当初のシステム導入時の基本となる契約書等は保管時刻にかかっているで無いとの説明を受けた。しかし、単年度契約が繰り限り、その都度、リースに関する基本契約は比較検討の資料となるべきものである。破棄すべきでなく、時効処理の例外として保管すべきと考える。

ところでファイナンスリースであれば、導入時に債務負担行為としてリース料の総額を予算措置すべきではないか検討の余地がある。また、導入時にレンタル、買取り、リース等の取引形態による価格やメンテナンス面でのカットポイントの比較を検討し、契約すべきである。

なお、県立科学館でも同様事例がある(日本電子計算機(株)、コンピュータシステム賃貸借契約、年間3,700万円)。留意されたい。

(16) 都市公園の管理受委任について検討すべきもの

丸の内公園は、土木部所管の都市公園(1,981.81㎡)の一つで、山梨県立図書館正面の道路を隔てたところに位置している。同公園の管理については、教育委員会(図書館)が、知事(土木部)から管理委任を受け、図書館の予算で公園の管理(植栽管理委託契約:期間平成12.4.1～13.3.31、金額1,687,136円)を行っている。

しかし、知事と教育委員会との受委任の関係とはいえ、図書館の事務と公園の植栽管理とは直接関連するものではなく、図書館の業務の性格上、造園技術とは全く共通性がないものであることから妥当でない。

このように事務が相互に全く関連性のないものまで受委任の対象とすることは、予算制度を越えて無制限に受委任を認めることにもなることから、予算の執行委任を制度化するなど都市公園の管理受委任について検討すべきである。

(17) 利用料等の収入面の予算管理を徹底すべきもの(意見)

公の施設、この管理運営の委託においては、一定額の委託料でどれほどのサービスが提供出来るかというところで、委託料の算定、すなわち支出面からの予算管理が主要な課題とされてきた。今後この傾向は当然続くものと思料される。

しかし一方、公の施設の管理・運営を、具体的な業務の面でみれば、施設使用料の徴収は、

受益者負担の原則から、また施設利用の公平性確保の面からも、最大関心事に数えるべきであり、また、減免規定の適用に際しては公の施設の果たす県民の福祉増進という設置目的を自覚する場であるといえる。

したがって、委託契約の更新等に際しては、委託料としての支出面と同じく利用料の徴収としての収入面についても、契約当事者双方において目標設定し、評価し、検証するサイクルの実践に努めるべきである。

(18) 一部施設の駐車場有料化について(意見)

山梨県内の交通事情は、バス等の輸送網の発達に先行して自家用車が急増し「何処へ行くにも自家用車」が常識となっている。公園施設であっても、バス停留場が近くにないケースも見られるのである。

したがって施設建設には、一定規模の駐車場を確保するための用地費、建設費等の費用負担は多大なものとなる。ところが、どの施設に於いても駐車場は無料とされている。理由は、有料となれば施設利用者が激減するから、また或いは県内は事社会だから無料扱いの当たり前と言ったところである。しかし、かつて有料化した事実はなく、そのために利用者が減るといった証もないのであって杞憂に過ぎないとも考えられる。

駐車場の利用は、一定時間、独占的に利用することであり、公の施設の使用と同じく受益者負担の原則によって、利用者は一定の利用料金を負担する義務を負うこととなる。ただ、義務を履行するにも条例によることとする法理から、条例に徴収規定が無いため結果的には無料扱いとなっていると理解すべきとされているようである。

一部には、無料扱いには県民のすべてにとって同じ扱いではないから良いではないかとの意見も当然にあると思われるが、これは、全県民が同じ回数利用することは考えられないことから、認められないのであって、応益原則からしても受益者負担の制度化は必要である。

県内においても、都市化の更なる進展や環境問題等から有料化への全面的な県民の合意も得られる日も遠くないと思料されるので、現在、比較的に県民の合意を得やすい下記の施設について有料化への検討を始めるべきと思料する。

記

○県外利用者の多い有料公園:芸術の森公園、フルーツ公園、フラーセンター

○利用料金制の導入が想定される施設:フルーツ公園、フラーセンター

小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、八代・韮崎射撃場

(19) 委託料の算定にかける積算方法について(意見)

山梨県は勤労青年センター、青少年会館の管理維持を(財)山梨県青少年協会(以下協会)に委託している。委託料の積算内訳は第三次補正予算時(12月末)に協会の受託事業決算書とすべての科目で同額になるよう調整される。受託事業決算書では委託料の積算内訳に基づき予算額に決算額を合わせるため科目間の流用が行われている。特に修繕料の他科目から

の流用額が以下のとおりとなっていた。

・平成10年 138万5千円

(光熱水費から105万円、その他33万5000円)

・平成11年 415万3千円

(賃金から52万7000円、燃料費183万1000円、光熱水費146万5000円、委託料22万1000円、その他10万9000円)

・平成12年 172万6千円

(賃金から37万9000円、燃料費から32万3000円、委託料から42万7000円、消費税から22万9千円、その他36万8千円)

老朽化した施設の運営上、利用者への安全にも関わることであり、修繕料の増加は避けられないと思料する。しかしながら、人件費要素である賃金からの流用については、サービスマンにも関わると思料される。予算作成にあたっては、決算調整のための人件費からの流用措置が常態化とならないよう、特に配慮されたい。

<各主管課共通>

施設共通の指摘・意見(まとめ)

・設備備品等の適正管理

(2) 委託に係る備品・設備の管理体制の確立

(4) 工作物等の取扱・搭載基準の明確化と公有財産台帳への登載

・法令、条例、規則等に従った適正管理

(8) 使用許可、使用料の選付及び減額免除における条例の規定に従った事務処理の実施

(9) 各部署の所管事業区分に従った財産管理、予算管理の実施

(11) スポーツ施設等の臨時休業日設定における規則に従った手続きの実施と

・県民の視点の尊重と受益者負担

(6) 公金収納事務委託について施設利用者への周知徹底

(10) 県民サイドの施設運営を意図した効果的なアンケート調査の実施

・提供サービスの向上

(5) 宿泊施設における寝具類乾燥の実施回数の検討

・コスト意識の醸成

(3) 随意契約における減価交渉の実施

(7) 受託団体における事業収支の精算方法の変更検討

(12) 委託契約における残存物件報告書の提出徹底

注: カッコ内は指摘・意見の通し番号

第4 施設別の指摘及び意見

1 貸館施設

山梨県県民会館

(委託施設)

<(財)やまなし文化学習協会>
<企画部生涯学習文化課>

(20) 貸室等の使用状況について早急に適正化すべきもの

県民会館の設置目的は、「県民に芸術文化に関する展示場を提供し、地域産業等の進捗に寄与する」こととなり、8階地下1階の施設のうち地下は展覧会場として2会場(461㎡)を貸している。他に情報プラザ地下に3会場(770㎡)を県民に提供している。

しかし、地上階は、5階の企業局の共有持ち分並びに事務室等管理用を除く51の部屋(3,534.078㎡)を貸室としている。

これらの貸室には、13の外郭団体に17室1,105.752㎡(貸室の31%)を、1,267.383㎡(29.3%)貸している。しかし、他の34室2,428.326㎡(貸室の69%)は、山梨県庁の分室ないし会議室として利用している。

このように、公の施設となっているにもかかわらず、現実には県庁の分庁舎として利用されている。また、4階は山梨県教育会館維持財団に1室を除いて貸しており、同財団は5団体に転貸している。教育会館の延長機能を果たしているが、使用許可の対象団体以外に使用は認められないものである。

施設も老朽化しており、冷暖房施設が不完全であるので貸室としても利用が困難であり、現在の県庁舎が手狭となっている等の結果としてのことと思われるが、公の施設が県民の福祉増進にあることに留意し、使用状況について早急に適正化すべきである。

(21) 建設負担金と公の施設としての位置付けを見直すべきもの

県は、平成12年5月24日、(財)山梨県林業公社及び日本赤十字社山梨県支部への貸し部屋数の追加により、諸収入その他として425万円(公社116万円、支部309万円)の県民会館入館負担金を収入している。これについては、「山梨県民会館入館負担金納入契約書」を管理団体である(財)やまなし文化学習協会と入館者との間で取交わり、敷金の負担金として退館時に返還することになっている。

この建設負担金は、昭和32年1月18日に当時の山梨県民会館建設委員会常任委員会が「建設費は、土地代を除き、坪当たり概ね12万円を要する見込みであり、入館団体は全施設の建設費に必要な事務室の坪数に応じ按分負担するものとする」とし、昭和34年2月25日に知事決裁をうけている。これにより、入館者から実体的には敷金として収納している。この結果、当初は権利金として退館者と入館者の間で収受していた。

その後、実体は民法上の敷金に該当するものとして取扱うが、「入館負担金」として収入測定し、退館時に返還することとなっている。

一般会計では、現金主義会計で処理している中で、退出時における返還請求により債務を認識して支出しているとしているが、契約締結時に債務として認識し、雑部金(保証金)の処理をおこなうべきものと考ええる。

以上、貸館について法人利用の沿革及び施設使用料の例外的扱いについて述べたが、県民会館は、基本的には公の施設として、住民の利用に供するための施設であり、住民の公平な利用を図ること規定(法第244条第2項、第3項)されている。

ところが、敷金同等のものとして、入館負担金を収納して長期独占的使用を行うのは、法人としてであり、事務所として使用することであるので、法及び条例の意図する、直接に住民(県民)のために、住民の福祉増進を図るという面が希薄と言わざるを得ない。過去の建設時から経緯があつたとしても、現在の使用状況は公の施設の目的に合致しないものである。適正な措置が望まれる。

山梨県立県民文化ホール

(委託施設)

<(財)やまなし文化学習協会>
<企画部生涯学習文化課>

(22) 備品台帳の整備を行うべきもの

県民文化ホールの備品の調査では、備品台帳にかえて備品目録書の提出を受けたが、この備品目録書には施設の名前である「文化ホール」としか記載されていない。

これは、この目録書が県と(財)山梨文化学習協会との間に交わされた委託契約書の添付書類であり、県の備品を貸与するにあたって業務の委託先を記載したにすぎず、備品の具体的な保管場所、購入から廃棄にいたる一連の出納状況や沿革を記載するフォームとはならない。

協会は、備品台帳を作成し、正確な記帳整備を行うべきである。

(23) 使用料の徴収に当たり留意すべきもの

県民文化ホールの平成12年度の使用料については下表のとおり徴収遅延があつた。これは、当該文化ホールなど公の施設の使用料徴収は県の条例によって前納とされているが、器具使用料など当日の使用の程度によっては事前に使用申請したものに器具の追加又は削除が生じることから、運用で例外的に当日納付としているためである。

こうした例外的処理が、頻繁に行われており、このまま放置すれば徴収の事務処理をますます煩雑化し、徴収もれも生じやすい。また徴収遅延の増加から徴収不能が生じることも予想される。

例外処理は早急に是正すべきである。

(表) 平成12年度使用料徴収の遅延状況

利用者	内容	金額(円)	使用日	納期限	徴収日
劇団タムタム	会場費	63,630	12.8.30	12.8.29	13.2.15
劇団タムタム	器具使用料	131,680	12.8.30	12.8.30	13.3.30
日本歌謡振興会	器具使用料	186,000	12.8.29	12.8.29	13.1.30

山梨県立総合女性センター
山梨県立富士女性センター
山梨県立峡南女性センター
(県直営施設)

<企画部県民室青少年女性課>

(24) 無料施設の有料化を進めるべきもの

山梨県立女性センターは、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに女性の社会参加を促進するために設立されたもので、総合(甲府市)・峡南(南部町)・富士(都留市)の3女性センターがあり、それぞれの有料施設と無料施設はつきのおりである。

○有料施設：工芸・美術室、調理実習室、視聴覚・音楽室、茶華道室、レクリエーション室(峡南は視聴覚・音楽室と兼用)

○無料施設：団体連絡室、交流室、資料室、託児室、会議室、研修室
以上のとおりで、有料と無料の基準は必ずしも明確になっていない。他の施設では一般的に会議室、研修室は有料である。

しかしながら、交流室が同じように交流・活動の場として青年会館などにおいては使用許可の対象となり原則有料を免除しているのに対して、ここでは取扱いが異なり、また、特に会議室、研修室についても女性に限定していることもなく、一般的利用に供しているにもかかわらず無料としている合理的な根拠に乏しい。

女性センターは、主として貸館施設であるため他の同様施設と料金の面で均衡を失うことのないよう、原則有料とし、例えば交流の場となる団体連絡室等は免除とするなど、有料と無料を区分する具体的・合理的な基準を設けることによって女性センターにおける無料施設の有料化を進めるべきである。

(25) 団体連絡室を本来目的に活用すべきもの

総合・峡南・富士女性センターとも共通して、女性団体等の活動に対する必要な支援として女性団体連絡室が設置されている。この連絡室には各団体のロッカーと会議用テーブルがおり、施設使用料は無料である。

しかし、富士女性センターにおいては、研修室があるにもかかわらず、この団体連絡室にIT情報学習装置(地域公共ネットワーク・企画部情報課所管)が設置されて一般向けのパソコン教室として利用されているため、この連絡室が事実上利用制限されているのは女性センター

立の趣旨からみて適切でない。

女性団体連絡室は、女性に活動と交流の場を提供する場所として女性センターの中心的な役割を担っていることから、単なる貸室など他の用途に転用すべきではないと、女性の活動・交流の場として本来の活用をすべきである。

(26) 副館長が行っている支出負担行為の決済につき検討すべきもの

館長が行うべき支出負担行為の決済を規程等の根拠もなく全て副館長が行っており、代決の措置も執られていない。

山梨県財務規則には、かい・長が令達を受けた歳出予算の額の範囲内において支出負担行為および支出命令行為をする(第3条)と規程し、かい・長とは県の予算の令達を受けて、これを執行する出先機関の長(第2条1項4、5号)とされている。したがって、本来は各女性センターの館長がかい・長の行為を行うべきである。

規定どおりの運用をすべきであるが、3センターとも副館長が決済しており、規定と実態が乖離している。県財務規則第2条1項5号では括弧書きで、必要に応じて副所長や副館長がかい・長としている例もあるが、なお各センターについて実情を把握したうえで、規程と実態との乖離を是正する方策を検討すべきである。

(27) 総合女性センターの予算執行について(意見)

山梨県立総合女性センターは、昭和59年1月20日、女性の学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参加を促進するために設置されたもので、女性センターの中核的な役割を有している。当女性センターの建設に当たっては、文部省の補助金(社会教育施設整備費補助金)交付を受けていることから、その要請によって名称を「総合婦人会館」として現在も公有財産台帳では、教育委員会の総合婦人会館と表示されている。

ところで、教育委員会には設置当初から、「総合婦人会館」の管理運営は教育委員会の所管であるが、会館を総合的な幅広い婦人問題に対応できる施設にするため、その管理運営事務を知事と協議の上、県民生活局長に委任し(地方自治法第180条の7)している。

しかしながら、同総合女性センター(公有財産台帳上、総合婦人会館)の管理運営を知事に委任するとして、歳入歳出予算においても歳入が「(自)総務使用料」、歳出が「(款)総務費」で執行されているが、「歳入歳出予算は、…(略)…、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならぬ。」(地方自治法第216条)とする趣旨に照らすと「社会教育」という目的が予算上明確に表示されないことから適切でない。

総合女性センターの管理運営においては当初より教育委員会から知事に管理委任されており、山梨県の生涯学習事業が企画部で実施されていることに鑑み、建物の所管を教育委員会から知事部局へ所管換えるなど事業目的に従った予算執行を行うべきである。

なお、上記のとおり、総合女性センターは、公有財産台帳上「総合婦人会館」と表示されているが、山梨県女性センター設置及び管理条例において「総合女性センター」として明記され

ていることから適切でないので、条例の名称に統一すべきである。

山梨県立青少年会館
(委託施設) <(財)山梨県青少年協会>
<企画部県民室青少年女性課>

(28) 施設の管理運営要領を県による作成とすべきもの

山梨県は、山梨県立青少年会館及び山梨県立勤労青年センターの管理について(財)山梨県青少年協会と管理委託契約(期間:平成12.4.1~13.3.31、契約額:142,637千円)を締結している。管理委託契約書第9条は、「乙は、施設の管理を適正に行うため、管理規定を作成し、甲の承認を得なければならない。」と規定して、同青少年協会に管理規定を作成し、県の承認を受けることを義務付けている。同青少年協会は「管理規定」に該当するものとして「山梨県立勤労青年センター管理運営要領」を作成し、県の承認を受けている。

しかしながら、管理規定即ち同管理運営要領の内容をみると条例及び同施行規則に基づく実施細則というべき性格であって、本来、委託者の県が作成して受託者である(財)青少年協会に対して遵守させるべき仕様書の内容であるので管理規定作成の義務付けは適正でない。県は、勤労青年センター及び青少年会館の管理について(財)青少年協会に白紙委任するものではなく、管理規定即ち管理運営要領は仕様書として具体的な委託業務内容を受託者に遵守させるべき内容であることから、委託者の県が作成すべきである。

また、下記の公の施設で(財)山梨県青少年協会と山梨県との管理委託契約においては何れの契約においても同様な管理規定作成の規定があり、内容、実態とも同じである。

記

- (財)山梨県青少年協会における山梨県からの委託施設
- ・山梨県立青年の家 (委託料:44,965千円) 教育委員会社会教育課
- ・山梨県科学館 (" 65,992千円) " "
- ・山梨県八ヶ岳少年自然の家 (" 98,482千円) " "
- ・山梨県愛宕山少年自然の家 (" 83,385千円) 福祉保健部児童家庭課
- ・山梨県愛宕山こどもの国 (" 65,213千円) " "

(29) 団体事務室等の管理の方法について検討すべきもの

山梨県立青少年会館は、青少年に自主的かつ創造的な活動の場及び仲間づくりの機会を与え、その健全な育成を図るために設立され、その管理は(財)山梨県青少年協会に委託するものとしている(山梨県立青少年会館設置及び管理条例)。

ところで、山梨県は、交流や活動を推進するものとして、山梨県青少年団体連絡協議会に対して青少年会館の団体事務室(156㎡)及び団体交流室(70㎡)を行政財産の目的外使用許可(使用料免除)しているが、実際の使用者は、この構成員である青少年団体に団体事務室を割振って使用させている。なお、当該使用許可面積(226㎡)は、同会館面積(957㎡)の

23.6%にあたり、1階の主要部分を占め、施設の設置目的の中心部分である。その他は音楽室と多目的ホールである。

しかしながら、管理するとされている青少年協会は、設置目的の中心部分であるにもかかわらず、単に当該区域の鍵を預かるのみで管理の対象とされず、また、使用許可については、使用許可条件(第2条)によると「...又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは...してはならない。」とされていることから転貸しにあたり適正でない。

青少年会館の団体事務室及び団体交流室は当該施設の設置目的を具現させるために重要な区域として特に設定されているものと認められるが、当該条例で管理団体として指定された団体がその管理主体からはずれ、しかも使用許可においても許可後に転貸しされていることからその管理の方法について検討すべきである。

山梨県立郡内地域産業センター <(財)山梨県郡内地域産業振興センター>
(委託施設) <商工労働観光部産業振興課>

(30) 条例目的に適合した管理・運営が望まれるもの(意見)

山梨県立郡内地域産業振興センター(以下「センター」という。)の設置目的、設立経緯及び施設の概要等は、下記のとおりである。センターの施設(県有施設分)は防衛庁補助事業の対象とされ、事業費12億9,069万5,000円のうち5億1,048万円の補助金を受入れ、中小企業庁補助事業分との合築施設となっている。

県は、この防衛庁分を「公の施設」であるとし、管理運営を(財)山梨県郡内地域産業振興センター(中小企業庁補助事業分の所有者、以下「財団」という。)に委託している。

しかし、委託の理由は「財団はセンター設立時に地場産業の振興とセンターの運営管理を行うため設立されたものであり、合築施設の所有者でもある。」としている。また、このセンターの設置管理条例の第1条(設置目的)は「地域で生産される工業品農産物等の展示等の機会と場を提供し、地域の産業の振興に寄与する」であり、いずれも地域の産業振興に寄与することを目的としている。

ところで、地方自治法の第244条第1項は「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という)を設けるものとする。」とされ、公の施設の設置目的は住民の福祉増進におかれている。

これについて県主管課では、公の施設とした経緯は展示場等を活用し、各種のイベントの開催などによって県民の福祉の増進に大いに寄与することが出来るからと説明している。

しかし、郷土食試食室(250,5㎡)は県の所有施設部分であるが行政財産の使用許可の方法で、地場産業振興に供用し、かつ県民へのサービスに努めていることをみても、これと同様に防衛庁補助事業に副うべく展示場等についても(コストを低く押さえられる)行政財産のままでも、この使用許可によることも選択肢の一つであったと思われる。いずれにしても前述のとおり設置に副った管理・運営が期待される。

記

1 設置の目的

- (1) 郡内地域の地場産業の振興(新技術の開発、新商品の創出等)や地域に適した新しい産業創出のための拠点施設とする。
- (2) 富士吉田市外2ヶ村の民生安定事業として「物産館」を建設する。
- 2 経 緯 ・昭和63年1月、県新総合福祉計画で建設を位置付ける。
・平成3年2月起工、平成5年3月竣工(オープン4月20日)

3 施設の概要

- (1) 所在地 富士吉田市上吉田字榎林2, 277-3
- (2) 敷 地 市有地を無償借地(8,308 m² 30年間)
- (3) 建 物 RC2階建 床面積3,537 m²・県所有分58.66%
・財団法人所有分41.34%

ア 県所有分<防衛庁補助事業>

- 2F 会議室(111.0 m²)、1F 展示場(708.2 m²)、1F 販売場(87.2 m²)、郷土食試食室(250.5 m²)

イ 財団法人所有分 <中小企業庁補助事業>

- 2F デザイン開発室(95.4 m²)、商品開発室(91.3 m²)、情報管理室(87.4 m²)、技術開発室(83.4 m²)、交流サロン=研修室=流通開拓室(439.6 m²)
- (4) 事業費 20億5,745万円

(5) 管理主体

施設分については、設置及び管理条例を制定し、富士吉田市外2ヶ村と協議の上、財団法人に管理を委託して、法人所有の施設と併せて一体的に管理運営する。以上

山梨県立産業展示交流館アメッセ山梨

(委託施設)

<(財)やまなし産業支援機構>
<商工労働観光部産業交流課>

(31) 駐車場の借上げにつき検討すべきもの

正門前のNEC工場から駐車場(徒歩約5分・8,642 m²)を年間約1,000万円で借上げているが、年間の使用日数は大きなイベントが行われる2~3日程度である。通常は近くにある山梨県工業技術センター(80台分)と山梨県職業能力開発協会(40台分)へ職員駐車場として使用させている。

このような使用実態からみて、イベントの行われる数日間のためには、近くに広大な河川敷もあり、河川管理者との調整如何では利用可能(使用許可など手続には日時を要する)である。

ことも考慮すれば、当該駐車場の借上げは、混雑時のイベントで必要などきのみの借上げにするとか、最後の選択の問題であり、廃止も考えられる。
河川管理者との調整やイベント時の駐車台数の正確な予測など、コストの面も考慮した方策を検討すべきである。

なお、職員駐車場として、無償で使用させているとの説明であるが、事実行為としてか、制度としてか、調査のうえ必要な手続をおこなうべきである。

(32) 減額季節料金等の導入を検討すべきもの(意見)

館における展示場の利用率をみると、7・8月等の夏場には利用が半減している。利用率向上のため、このような閑散期の対策として新規需要の開拓・減額季節料金等の導入を検討すべきである。

(33) 使用料の債権管理及び債権発生の未然防止について(意見)

①平成8年12月7日から8日までH氏に対して、祭りの開催を目的に展示場の施設貸与を行った。施設使用料(1,460,807円)の請求(平成8年12月17日)及び督促(平成9年1月10日)を行ったが納入されないため、訴訟に至り支払判決(平成9年10月29日)がおつた。しかしながら、本人行方不明のため徴収不能となり、平成9年度の決算にあたり貸倒損失処理を行った。また、貸倒損失の承認に関する文書がなく、平成9年度の決算承認にあたり他の決算事項と一緒に承認されている。

施設使用料の前納を行うことにより貸倒の防止を図るべきであり、また、施設貸与から貸倒損失処理に至る経緯を記載し、承認を得た文書を作成し、内部的に明確にすべきである。

②平成12年12月1日から3日までIASCA JAPAN 事務局Jに対して、カー・オーディオの展示及び音質競技を目的に展示場の施設貸与を行った。施設使用料(307万7,991円)のうち未収となっている設備器具使用料等(95万9,511円)が監査日(平成13年8月30日)現在も未納となっている。県の嘱託弁護士を通じて、現在取立交渉中であるが、設置にあつた他の債権者の債権も支払われていない状態である。利用者は任意の団体であり、代表者(事務局長 M氏)に対する個人的な債権として扱われている。

以上①及び②については施設使用料を後納扱いとしたことにより生じた債権管理であり、新たなコストである。

こうしたコストを未然に防止するため、今後はさらに、施設使用料の徴収にあつては、前納扱いとするよう格段の努力を払うべきである。

(34) 水道施設使用料と水道料金との逆ざやを解消すべきもの

展示場利用者から、条例により水道設備使用料として300円/m²を徴収している。しかし、平成12年度の甲府市水道局に支払う水道料金単価は約504円/m²であり、徴収している水道施設使用料とに逆ざやが生じている。

ちなみに、平成12年度は使用水量54m³、逆さや単価204円、逆さや総額7万2,216円が生じている。水道設備使用料は実費負担が原則であることから、水道料金との逆さやを解消すべきである。

(35) 電源設備使用料が徴収されなくなったもの

平成12年4月3日山梨県ジュエリー協会に宝石展示会の開催を目的に展示場を貸与して、6008kwh相当の電源設備使用料金として25万2,336円を徴収している。電力料の計算根拠となる料金計算結果一覧レポートの電力使用量を合計すると7525kwhである。この電力使用量の集計を誤り、下表のとおり、6万3,714円の電源設備使用料の請求徴収が生じているのは適正でない。適確な事務処理に努められたい。

(表) 電力使用量の差異及び請求徴収の額

集計間違い電力使用量	正しい電力使用量	差異	単価	請求徴収額
6008kwh	7525kwh	1517kwh	42円	63,714円

(36) 領収書の発行について是正すべきもの

使用料等を現金で領収したときは、市販の領収書(複写式)を使用しているが、使用している領収書には、連番がふられていない。また、書き損じが生じた場合には放棄されている。現金の収納業務を複数なく行い、不正の発生を未然に防止するためには連番管理された領収書を使用することが必要である。また、内部統制上及び検証可能性を確保するためにも、書き損じが生じた場合には、使用できないよう処理した後、破棄せずに保存し、基本にしたがった処理を行うべきである。

山梨県立勤労者福祉センター
(委託施設)
＜(社)山梨県労働者福祉協会＞
＜商工労働観光部労働雇用課＞

(37) 施設のあり方について検討すべきもの

山梨県立勤労者福祉センターには労働金庫と全労済の事務所が併設されていて、センターの敷地は国有地(行政財産使用許可)、建物は県:労働金庫:全労済のそれぞれ75.83:18.97:5.18の割合で区分所有となっている。建設時(昭和58年5月)には勤労者の福祉施設として有効に機能していたと認められるが、現状では下記理由により、公の施設としての存在意義は薄れつつある。

記

①公の施設は会議室(和室を含む13室)が主で、有料施設となっている。利用率は極めて低調であり、年間の収入70万余円、これに対して支出は1,212万余円で収入の割合は6%程度である。

②利用目的別にみても、趣味の会(囲碁、ヨーガ、華道・着物教室、パソコン等)が70～80%で営利目的の利用もかなりあるうえ、利用団体の8割近くが固定している。

③平成13年1月～3月の利用状況を申込書で調査したところ、25団体のうち趣味の会と思われる団体は15団体となっている。また、利用日数で見ると115日のうち、趣味の会の利用が97日、会議と思われるのはわずか18日であり、地域のコミュニティーセンター化している実態にある。

④申込者も富士吉田市を中心とした地域性が極めて強い。

このようなことから、広域行政を主に行う県の施設としてふさわしいか否か、地元市への譲渡もしくは廃止をふくめて検討されたい。

(38) 備品管理を適正に行うべきもの

センターの備品について調査したところ、平成12年度に購入したノートパソコン(平成13年4月7日購入、13万5,000円)は台帳上に記載されていないかった。説明によると当該勤労者福祉センターの管理運営を委託された(社)山梨県労働者福祉協会の本部で使用していることである。

しかし、このノートパソコンはセンター業務のためのものであり、センターの管理台帳に搭載し、センターにおいて活用し、現品管理すべきである。

なお、センター業務を本部で行うなどの緊急の必要が生じ、パソコンを本部で一時使用する場合には、望ましいことではないが、例外処理として期間を定め一時貸出し手続を行い、これを台帳上に明記するなど考えられるが、現在はこうした処理さえ執られていない。特にセンター業務と本部業務とは委託契約の趣旨からは明確に区別すべきものである。備品管理を適正に行うべきである。

貸借施設について(まとめ)

・設備備品等の適正な管理を求める。

(22)備品台帳の作成と正確な記帳整理

(38)購入備品の委託先団体本部使用の是正等備品管理の適正化

・法令及び条例・規則に従った管理運営を求める。

(23)施設使用料の徴収に関する前納規定の遵守

(25)富士女性センター団体連絡室の適正使用

(27)総合女性センターの建物所管の変更など事業目的に従う予算執行

(28)果が作成すべき施設管理運営要領作成の実状

・コスト意識の醸成を図る。

(31)駐車場の借上げ方法のコスト面の検討

(32)閑散期対策として減額季節料金等の導入検討(意見)

(33)施設使用料の債権管理及び債権発生時の未然防止(意見)

- (34)水道施設設備使用料と水道料金との逆ざやの解消
 (35)電源設備使用料の徴収澳れの適正化
 注:カマコ内は指摘・意見の通し番号

2 貸館・宿泊施設

山梨県立勤労青年センター
 (委託施設) <(財)山梨県青少年協会>
 <企画部県民室青少年女性課>

(39)テニスコートへの通行について権原を明確にしておくべきもの

山梨県立勤労青年センター(以下「センター」という。)のテニスコートは、甲府勤労者総合福祉センター(通称:リバース和戸)の隣接地でセンターの飛び地に建設されている。当該地は、飛び地であると同時に全く公道に接しておらず、同福祉センターの土地を通過しなければ利用することができない場所に位置している。同福祉センターは、山梨県から土地の使用許可を受けて雇用促進事業団が建設したものである。このテニスコートを利用するに当たっては、通過する隣接地が山梨県の土地でもあり、現状、特に問題となるものはないが、国の外郭団体も関わっているため、その敷地内通行については相互に文書を取交わしておくなど権原を明確にしておくべきである。

(40)テニスコートの移設に伴う事務手続を早急に執行うべきもの

センターの有料施設であるテニスコート(砂利敷1,368㎡)については、公有財産台帳には昭和45年11月30日、取得、と記載され、その他の記載はない。
 ところで、当該テニスコートは、その敷地に、平成元年、山梨県立青少年会館が建設されることとなったため、同センターの飛び地に移設(全天候型オムニコート2面1,540㎡、全面フェンス柵、夜間照明付)されたが、移設に付随した手続を極ることなく、そのままに有料施設として供用されている。したがって、公有財産台帳上の記載は昭和45年当時のままである。
 テニスコートの新・旧の別、使用料の決定等を明確にし、公有財産台帳上の必要な記載事項についても明記するなど移設に伴う事務手続を早急に執行うべきである。

(41)食堂の使用許可に伴う実費を徴収すべきもの

山梨県立勤労青年センターは、(財)山梨県青少年協会が委託管理を行っているが、同センター内の食事提供業務については、(株)甲が山梨県から本館2階の一部(食堂部分169.27㎡)を行政財産の使用許可(平成12年度使用料450,475円)を受けて営業している。当該営業に伴って発生する光熱水費は、次の表のとおり、平成12年度における電気料8万3,353円、水道料2万150円である。

しかしながら、使用許可に伴って発生する光熱水費等の実費は、減額又は免除が認められる使用料とは異なり、受託先(間接的には県の負担となる。)の立替払いとなることから

減額又は免除の対象とはならないにもかかわらず、(株)甲から実費を徴収していないのは適正でない。
 食堂の使用許可に伴う電気料、水道料等の実費を徴収すべきである。
 なお、同勤労青年センターが宿泊施設を有することから、食堂の営業は必須のものであるので青年の家のように委託方式による営業継続についても検討する必要がある。

(表)食堂における光熱水費調べ (単位:円)

年度	電気料	水道料	計
平成8年度	88,111	35,491	123,602
9	91,442	20,586	112,028
10	43,482	11,600	55,087
11	80,300	16,019	96,319
12	83,353	20,150	103,507
合計	386,693	103,850	490,543

(注)1. ガスについてはプロパンガスで直接契約している。
 2. 平成10年10月から同11年3月まで耐震工事のため営業はしていない。

山梨県立国際交流センター
 (委託施設) <(財)山梨県国際交流協会>
 <企画部県民室国際課>

(42)公の施設としての積極的な利用促進を図るべきもの

県は、国際交流センター(以下「センター」という。)の管理運営を(財)山梨県国際交流協会に委託しているが、2F応接室(86.4㎡)及び4F茶室(43.2㎡)は、委託外となっており、時々公用等で使用されているにすぎない。説明では、公の施設としない格別の理由もないことから、一般県民のために供用すべし。有料施設として委託施設に加えるべきである。
 また、委託施設のうち、会議室及び小会議室(4室)の利用状況は、(財)山梨県国際交流協会の国際関係の事業が半数以上を占めており、残りは固定された語学関係者によるものである。例えば、5月～7月、9月～3月の小会議室の平日夜間利用は、協会の語学講座で占められ、県民一般の利用は至って少ない。県民の利用を促進するためには、国際交流を意図しつつも、なお、枠に囚われない積極的な運営が望まれる。

(43)適正な備品管理に努めるべきもの

センターには、預かり物品若しくは寄付物品と思われるものが相当数(タペストリー等高価なものも含む)があるが、その帰属(預かり品か、寄贈品か)・数量等が書面上明確にされていない。調査のうえ、その帰属を明確にし所定の台帳を作成し、適正な管理に努めるべきである。

(44)所定の領収書を交付すべきもの

約書には平成12年度の契約金額 8,338 万 5,000 円に対し 6 万円の印紙の貼付が必要である(印紙税法第4条第5項・同第5条第2号)。

しかしながら、山梨県で保存されている過去4年間の契約書についてみたところ、下表のとおり印紙税額となるが、印紙が貼付されていない。(財)青少年協会は、印紙税法に定められる必要額の印紙を貼付すべきである。

なお、山梨県立愛宕山こどもの国及びハナ岳自然ふれあいセンターについても同様の事例がみられたので適正な処理を期されたい。

(表) 必要印紙金額調べ		(単位:千円)	
区分	契約金額	必要印紙金額	
平成10年度	81,189	60	
11	80,272	60	
12	83,385	60	

県民の森保健休養施設
(委託施設) <榎形町>
<森林環境部県有林課>

(48) 適切な日常の施設管理に努めるべきもの

県民の森保健休養施設においては、次のように日常の施設管理が適切でない事例がみられた。適切な管理・運営に努めるべきである。

- ① 県管理事務所は委託外となっているが、実際には町の職員(管理人)の住居所として許可なく使用されている。
 - ② 自動車販売機大型(三段)1台がグリーンロッジ入口付近に設置されているが、県の使用許可なく、町が業者(ボツカ)に設置させ正規の手続きは未了のままとなっている。
 - ③ グリーンロッジ内では、雨漏りにより、ベント5～6人分が水分を含んだまま少なくとも5、6日間は経過した状態で、監査日現在(13・10・12)放置されたままとなっていた。
 - ④ 柱1本を中心にして立ち上げた6角ベンチローは閉鎖されたままとなっていた。床が地上1m 60cm辺りにあって、雨や夜露を凄く構造になっているためか、大すずめ蟻が巣を作っており危険であるからとしている。
- しかし、単に閉鎖(2～3ヶ月)するだけで、ベンチローの再開に向けた積極的な対策が執られていない。

国民宿舎広河原ロッヂ
(県直営施設) <商工労働観光部観光課>

(49) 管理運営を委託している直営施設につき検討すべきもの
国民宿舎広河原ロッヂは県の直営施設(昭和42・5・24 竣工、営業開始)であるが、宿泊施設(収容人員80名)及び浴室などの管理・運営は(株)山梨交通(以下「法人」という。)に委託している。

さらに宿泊施設の利用申し込みは当該法人が、その事業所で受け付け、利用料を収納し、県の出納機関に払い込んでいる。こうした管理・運営についての委託料は収納金額の2分の1と定められている。

当該ロッヂについては、県の主管課は「昭和42年5月に公の施設として設置され、開館期間は毎年6月～10月で、冬季は積雪等で閉鎖される。したがって、県の職員を常駐させることも難しく、当該法人に食堂等のための使用許可をあたえ、協議書で運営を委託している。」と説明している。

しかしながら、この管理・運営には次のような是正すべき事項がある。

- ① 「公の施設」の管理委託の範囲は、「公共団体若しくは公共的団体」までと法定(地方自治法第244条の2)されており、営利法人には委託できない。したがって、当該法人に実質的に管理を委託している状況は適正でない。
 - ② 利用料金の取扱いは正当な手続(歳入の徴収又は収納の委託;地方自治法施行令第158条)を経たもの以外には禁止されている。
- ところが当該ロッヂに係る利用料金の徴収・収納にあたっては、当該法人の営業担当の部長(県の非常勤嘱託員(1万円/月)として採用したと説明している。)を現金の取扱者に指定し、部付きの社員によって徴収・収納事務が執り行われているが、規定(自治法施行令第158条)に照らし適正でない。
- 適正な管理運営につき検討すべきである。

薬師岳山小屋
(行政財産の使用許可) <商工労働観光部観光課>
<許可使用者＝韮崎市>

(50) 薬師岳山小屋の管理方法を検討すべきもの
薬師岳山小屋は、山梨県が、昭和47年11月、登山者の安全確保及び避難所として建設し、以後、韮崎市に行政財産の使用許可を行い、これを同市が個人に委託している。
また、当該土地における県内部の貸借関係は、商工労働観光部が森林環境部から恩賜県有財産土地510.00㎡(特別会計)の使用許可を受けて同山小屋を建設・保有しているものである。

ところで、韮崎市に対する平成13年度使用許可をみると土地510.00㎡、建物54.30㎡が許可対象面積であるが、監査日(平成13.8.31)現在、薬師岳山小屋の建物面積は126.98㎡で72.68㎡は韮崎市による増築によるものである。

しかしながら、許可条件により「使用者において使用建物の形質を変更し、又は大修繕しようとするときは予め知事の承認を受けなければならない。」とされ、森林環境部の許可条件にも同様の規定があるが、所管部である商工労働観光部においてはこれを証する書類が存在しない、など必要な手続きがなく、必要な事項が十分把握されておらず白紙委任の状態にあるのは適正でない。

現状、薬師岳山小屋に対する山梨県の関わりをみると、毎年度、単に韮崎市に使用許可を繰返しているのみで、その実態を把握しておらず、許可条件を履行させる状況にないことから、管理の実態に合わせ韮崎市への譲渡も含めて、その管理方法を検討すべきである。

宿泊施設について(まとめ)

・法令及び条例、規則に従った適正管理

(49) 営利法人への管理委託及び利用料の徴収・収納事務の是正

(50) 管理実態に合わせて地元市への譲渡を含めた管理方法の検討

・提供サービスの質の向上

(48) 管理事務所の無許可使用、雨漏りの放置等、日常の施設管理の是正

注:カソ内は指摘・意見の通し番号

4 公園施設

山梨県立愛宕山こどもの国 (委託施設) <財)山梨県青少年協会>
<福祉保健部児童家庭課>
武田の杜保健休養施設 (委託施設) <財)山梨県林業公社>
<森林環境部県有林課>

(51) 武田の杜保健休養施設の管理運営について(意見)
①森林学習展示館
森林学習展示館については、遊歩道から離れ奥まった場所であり、また、林で覆われた状況となっており、その存在が判りづらい。遊歩道からその存在が明らかになるように案内表示を工夫するなどして、利用率の向上に努めるべきである。

②キャンプ場
武田の杜では、テントサイト12を有しているが、利用率が低迷している。武田の杜と称する地域には愛宕山こどもの国や少年自然の家も含まれ愛宕山こどもの国においてもテントサイト20を有するキャンプ場があり、同地域に公の施設としてのキャンプ場が2カ所設置されている。当該地域は市街地に近接するなど有利な条件を備えていることから、予約状況をタイムリーに情報交換し、お互いに紹介し合うような仕組みを作るなど連携を密にすることによって、比較的奥まった武田の杜の利用促進、さらには単独では出来ない多人数の団体や各種の行事開催にも対応が可能となると考えられる。

しかし、現在は、こうした連携はない。県民によりよいサービスを提供し、利用率の向上を図るためにも、委託団体相互の連携を密にするよう、県の主管課はもとより団体においても相互の働きかけが望まれる。

③利便性の配慮
武田の杜には、区域面積2500ヘクタールに存在する全長40kmあまりの遊歩道がある。この遊歩道は、本県において他に類をみない規模であり、四季の自然と触れ合う格好の場所である。しかし、遊歩道の歩き方を案内するペンフレット等が用意されていない。

自然とのふれあいや遊歩道の楽しみ方は利用者各自で発見し、楽しむものとの考え方もあると思われる。しかし管理運営を委託している主旨からは県民の多くが手軽に楽しむことが出来るようにセットされていることもまた必要である。四季の自然観察のポイントなど工夫をこらしたペンフレット等の作成や、バスやタクシーと併用した遊歩道の歩き方など、利用者の利便性への配慮が望まれる。

山梨県立プラウワーカー <財)山梨県農業振興公社>
(委託施設) <農政部花き農産課>
(52) 未収入金の適確な管理に努めるべきもの
山梨県立プラウワーカーセンターにおいては、平成12年度は後納の未収入金(22件、89万5,000円)について入金時の消し込み等は行われておらず、未収入金の管理がされていない。
「財団法人山梨県農業振興公社徴収事務委託及び支出事務委託取扱要領」第25条では未収入金の管理にあたり、第23号様式の「収入未入金整理簿」を作成することとされている。規定にしたがい、適確な未収入金の管理に努められたい。

(53) 寄贈備品等の受入れ手続が執られていないもの
造園関係費で温室内空調設備(165万2,595円)および園内のフイールドワーク等の改良工事(86万7,300円)を行い、空調設備等を取得しているが、資産として資産台帳に登録すべきところ、手続がとられていない。規定にしたがい正規の処理をすべきである。

笛吹川フルーツ公園
(委託施設)
＜(財)山梨県公園公社＞
＜土木部都市計画課＞

(54) 公園内道路での通過交通に対する安全対策に万全を期すべきもの
公園内の道路は、入園者や園内作業車等のためのもので、一般の車両の通行は禁止されるのが普通である(都市公園法・県都市公園条例一車両の乗り入れ制限)。公園建設にあたっては当然に一般道路は園の外に置かれる。また既設の道路を取り込む公園建設予定地であれば兼用工作物に準じて管理者相互に協定等を交わし安全への配慮が求められる。児童や小学生に多く利用される公園においては特にきびしい。

笛吹川フルーツ公園では、車の通行可能な園路(幅員6.0m、歩道3.0m延長1,100m)が公園の駐車場から園内に入る構造となっており、園路が終わる辺りで左右に分かれる。左(西側)は、公園内の民生活備区域にあるフルーツパーク富士屋ホテルの大型車駐車場に通じ、右(東側)は同じく民生活区域で農業生産者のフューリーズパーク(農産物直売)とフルーツセンター、物産館の駐車場につながっている。またこれから分岐した道路は温泉場(ぼつたらかしの湯)に通じる主要な道路であり、園路の通過なしでは本来の道路(市道)も狭く不便である。したがって、公園を統断する園路は公道(市道)から公道に通じる一般道路として利用されている。

園内を統断する道路の例としては「山梨県立愛宕山こどもの国」があるが、立体交差させるなど安全への配慮が向われるが、本園においては逆に温泉場等への案内標識を置かざるを得ない状況にある。これは園内を通過する車両にとって駐車場の入り口付近が判別しにくいものであるが、園内通過を公然と認めることにもなりかねない。

このような実状がありながら、園路であるからとした格別の対策も執られていないのは適切でない。公園内においての交通安全対策には、特段の配慮が望まれる。

公園施設について(まとめ)

・設備備品等の適正管理

(53) 寄贈備品等資産管理の正規な処理の実施

・提供サービスの質の向上

(51) 案内表示の工夫、類似近隣施設相互の連携強化等利用者の利便性への配慮
・コスト意識の醸成

(52) 収入未収金整理簿の作成などの確かな未収入金管理
注:カマエ内は指摘・意見の通し番号

5 スポーツレジャーエージェンシー施設

富士山五合目休憩所
(委託施設)
＜(株)富士五湖観光センター＞
＜商工労働観光部観光課＞

(55) 富士山5合目休憩所の運営につき抜本的に検討すべきもの
富士山5合目休憩所(通称富士スバルロッジ)は、昭和40年10月31日、前年の富士スバルラインの開通に伴い観光客の休憩所として建設されたものである。以後、富士観光開発(株)が同休憩所で営業してきたが、平成7年度をもって営業を終了している。

ところで、山梨県は、平成8年度において新たに営業する者のために全体の改修工事(6,087万3,000円)を行い、翌年度に一部利用されているが、監査日(平成13.9.6)現在、一部旧食堂部分、屋上展望台及び便所が休憩所として使用されているのみで大部分は閉鎖されたままである。この一部の開放をするために、県は夏季を中心に(株)富士五湖観光センターと委託契約(期間:平成13.7.1-13.10.31、契約額:89万円)を締結している。

しかしながら、①平成6年度における富士山ライナー規制によって客足が遠のき見合った利権が上げられないこと、②近頃の利便性の高い場所に道路公社の類似施設があること、③当該施設が道路・駐車場から奥まったところに位置し、お客の導線が悪いこと、など現状においては経営が難しい状況にある。

富士山スバルライナーの開通に伴い、当初から利用者の利便に供してきたものであるが、富士山5合目休憩所も開設以来36年となり、当初の目的はすでに達成しているため、ライナー規制など新たな時代の流れの中で、その運営について利用者のニーズを十分踏まえ、施設の廃止を含めた抜本的な検討をすべきである。

富士山6合目安全指導センター
(県行政財産の使用許可)
＜富士山安全指導センター＞
＜商工労働観光部観光課＞

(56) 富士山6合目安全指導センターのあり方につき検討すべきもの
富士山6合目安全指導センターは、昭和55年8月に発生した吉田大沢砂走りにおける落石事故(死者12名、負傷者31名)によって、山梨県が富士山登山者への安全登山指導のために設置した施設である。その運営管理については、夏の期間(その他の期間は閉鎖する)、富士山安全指導センター運営協議会(任意団体)が、県から行政財産の目的外使用許可(期間:平成13.6.15-13.9.7、使用料:免除)を受けて、登山の安全指導業務を中心として行っている。

る。また、県は、その事業運営経費について、毎年度、500万円の補助金(対象経費の2/3)を支出している。

ところで、富士山安全指導センター運営協議会は、山梨県と富士山登山に関係する1市8町村及び旅館組合等で構成され、富士山の安全登山の指導を目的とし、安全指導のために同安全指導センターに直接派遣される職員は各市町村の職員である。

しかしながら、富士山6合目安全指導センターの行政財産の使用許可としながら、更に事業運営経費について補助金を支出することは実質的には管理委託に近い態様である。しかも、補助金については補助対象経費の2/3以内(富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱)とされ、その他の1/3相当するものは各市町村等からの「負担金」とされているが、実際は派遣職員(出張命令)の旅費であって各市町村が直接支給すべきもので、補助対象経費とすべきものではない。

富士山6合目安全指導センターについては、山梨県は、現在、行政財産の使用許可とは別に登山の安全指導業務運営に対して補助金を交付し、恰も県の事業のような取扱いであることから、登山者に対する安全指導という面で、県における「安全指導事業」として明確にし、当該事業を委託事業として同センターを使用させるなど、富士山6合目における安全指導のあり方について検討すべきである。

小瀬スポーツ公園
(委託施設)
＜(財)山梨県民スポーツ事業団＞
＜土木部都市計画課＞

(57) アインアリーナ建設に伴う予算措置及び建設後の管理に留意すべきもの

小瀬スポーツ公園内の土木部が管理するスケート場「アインアリーナ」は、平成12年8月にオープンしている。ところで、同スケート場の建設は、教育委員会が平成10年度に予算化され建設されたもので、当該施設はスケート場完成後に教育委員会から土木部へ引継がれ詳細は下記のとおりである。

記

- ① アインアリーナ延面積 5,071.41 m²、
 - ② 工事費 17億3,270万円
- 内訳
- ・建設工事 10億3,760万円、
 - ・電気設備工事 2億58万円、
 - ・機械設備工事 3億4,020万円、
 - ・製氷設備工事 1億4,910万円、

しかし、土木部が管理する公園で、公園に特別な管理権限も有しない教育委員会があえて予算化し、建設し、土木部に引継ぎ、所管換えすることは、いたずらに事務処理を複雑にすることから適切でない。本来、小瀬スポーツ公園及び同公園内スポーツ施設を管理する土木部がアインアリーナ建設に伴う予算措置を行い、建設し、管理すべきものと考えられる。今後の検

討事項として留意されたい。

富士北麓公園
(委託施設)
＜(財)山梨県民スポーツ事業団＞
＜土木部都市計画課＞

(58) 備品の管理について(意見)

富士北麓公園で使用または利用者に貸与される備品は、県教育委員会の予算及び土木部の予算で購入されるものと、補助金部分で購入されるものが混在する。受託管理者である(財)山梨県民スポーツ事業団が所有する備品台帳には教育委員会の子算による教育委員会所属、土木部の予算による土木部所属、補助金部分で購入される資産が載っているが、実際の備品とは一致していない。

業務委託契約書第11条で、県は事業団が委託業務を行うために必要な備品として使用する旨が記載されており、また第16条には事業団が委託料をもって取得した備品については、県に返還する(ただし、翌年度においても引き続き委託業務を継続する場合はこの限りではない)旨記載されている。実際には必要な備品目録は作成されておらず、事業団で取得または除却したのものについても報告はされていない。

備品の現物管理を有効に行うには、事業団所有の備品台帳に記載されているものを教育委員会、土木部、事業団それぞれの所属別に区分し、県所有財産の取得、除却等による移動は委託契約更改時に県に報告すべきである。

御勤使南公園ラグビー場
(委託施設)
＜(財)山梨県民スポーツ事業団＞
＜土木部都市計画課＞

(59) 施設の利用制限を緩和し、利用拡大に努めるべきもの

御勤使南公園ラグビー場は、入場料を効果的に徴収することができるメイングラウンド(12,000m²)とその設備のないサブグラウンド(13,050m²)から構成されている。両グラウンドの利用料金(例:有料大会以外の利用、1時間1,150円)に格差はなく、同一料金である。その利用状況をみると、3年間における年平均利用日数は58.3日であり、平均稼働率18.9%(<利用日数/開館日数×100)でも極めて低調である。

これは、その利用をラグビー競技に限定するとともにグラウンドの芝を常時良好な状態とするため長期間(1月~3月)にわたり芝の養生期間を設けるなど必要以上に手をかけ過ぎることによるものである。

しかしながら、御勤使南公園ラグビー場は確かにラグビーを中心として設計されている競技場ではあるが、ラグビー競技そのものは芝の状態でその利用が左右されるべき性格のものではなく、このような理由によるラグビー場の事実上の利用制限は適正でない。

現在の利用者数(3年平均6,847人)及び稼働率の状況をみるとラグビーに利用を限定する

ことは余りにも不効率であるため、その他競技への利用を検討するなど、利用制限を緩和し、その利用拡大に努めるべきである。

また、メンテナンスとサングラウンドには周辺設備に明らかな格差があることから利用料金についても格差を設け、特にサングラウンドの利用拡大に努める必要がある。

釜無川スポーツ公園

利根川公園

八木崎公園

(地区公園として町に委託)

<教育庁スポーツ健康課、土木部都市計画課>
<委託先、竜王町、増穂町、河口湖町>

(60) 受託管理者(町)が独自の規程により使用料を徴収しているもの

果は、釜無川スポーツ公園の管理を、毎年度、竜王町に委託(平成12年度委託料210万円)している。受託者である竜王町は、別途「釜無川スポーツ公園使用規程」(昭和41.7.1)を設け、スポーツ施設の利用に当たり整理料の各目で料金(平成12年度51万5千円)を徴収し、管理運営経費の一部として充当している。この整理料は夜間照明等の光熱水費及び当該施設の清掃実費であることであるが、同使用規程には実費とは相容れない免除規定があることから実質的には使用料と同等の内容をなすものである。

しかしながら、釜無川スポーツ公園は、山梨県都市公園条例に基づく公園で、本条例には当該公園内スポーツ施設の利用について有料の定めはない。

現状のままでは条例に基づく適正な管理とは認められないので是正改善するとともに、竜王町中心の利用及び隣接する町立公園の保有等の実態を踏まえて町への移譲等についての検討が望まれる。

(61) 自動販売機及びびごみ集積場の設置について占用許可を受けるべきもの

受託管理者である竜王町は、釜無川スポーツ公園内に飲料用自動販売機(3機)を設置して手数料収入(平成12年度13万9,000円)をあげ、管理運営経費の一部として充当しているが、公園内設置についての県の占用許可を受けていない。また、同公園内に竜王町のごみの集積場(3ヶ所、ボックス2ヶ所)を設置しているが、同じく占用許可を受けていない(なお、同スポーツ公園は、山梨県都市公園条例により土木部の所管であるが、スポーツ施設については管理委任により教育委員会スポーツ健康課が管理している)。同スポーツ公園は、山梨県都市公園条例により土木部の所管であるが、スポーツ施設については管理委任により教育委員会が管理している。早急に、所定の手続きを行うべきである。

(62) 委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきもの

山梨県は、地区公園(小規模公園)として昭和53年3月河口湖町に設置した八木崎公園の管理運営を河口湖町へ委託(無償委託)している。受託管理者である町は施設のうちテニスコート

を有料施設、自由広場、芝生広場等を無料施設として開放している。

ところで、当該テニスコートは、町の使用料条例により、平成12年度、利用者約800人、5万9,000円を収入する施設となっているが、県の条例には使用料の規定がなく、無料施設の扱いである。

また、自由広場は、球技など多目的施設として供用していると説明しているが、監査日現在(平成13.9.18)、石ころが所々に放置され地面のデコボコは整齊されないうまま、球技場としての使用に耐えない状況であった。

委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきである。

(63) 委託契約に従った適正管理が望まれるもの

利根川公園施設の管理受託者である増穂町は、県条例で利用料金の定めがないにもかかわらず、ゾールの使用料を徴収している。委託先の増穂町では、実費相当額と述べているが、利用料金体系が町内と町外で格差を付け徴収されているのが現状であるため、実費相当額の論拠に乏しい、委託契約に従った適正管理が望まれる。

ところで、ゾールの利用者は平成10年度から平成12年度の過去3年間で町外利用者が23%と低率である。また、この公園自体は増穂町が整備したものと県で整備したもののが一体となっており、全体面積6.4ha(100%)のうち県での整備面積は2.2ha(34%)にしかならない。このことから県の公園施設としての意義は相当薄い。委託団体である増穂町への委託についても検討されたい。

山梨県ハケ岳スケートセンター

(委託施設)

<(財)山梨県民スポーツ事業団>
<教育庁スポーツ健康課>

(65) 製氷機について公有財産台帳に登録すべきもの

ハケ岳スケートセンターには、野外スケートリンクを凍結させるために旧式の製氷機3台(氷冷式)と新式の製氷機2台(空冷式)が設置されている。

しかし、公有財産台帳をみると、①スケートリンク冷却装置1個(平成6.3.31取得、取得価格280,282千円)、②スケートリンク冷却装置1個(平成6.3.31取得、取得価格97,890千円)と表示されて実際の台数と大きく異なっており、構造・規格・沿革等については不明である。

公有財産台帳は、その区分及び種目ごとに調整する(山梨県公有財産事務取扱規則42条)こととされていることから個々の工作物ごとに遺漏のないよう必要事項を台帳に登録すべきである。

(66) 製氷用特殊車両について、保管責任の明確化を図るべきもの

(財)山梨県民スポーツ事業団は、県の承認を得て製氷、水面整備等について、(株)レジン・ヤーインダストリーと「山梨県立ハケ岳スケートセンター製氷、氷質、水面整備及び冷凍整備等業務委託契約」(契約日:平成12.10.6、契約期間:平成12.11.20-13.2.28)の営業期間に前後準備

理期間を含めた期間、契約額:1,375万264円)を締結している。この製氷等業務については製氷用特殊車両を必要とするが、当該車両2台は他に転用もできないため、常時、同スタートセンターの車庫に格納されており(平成13.10.1実地調査確認)、県及び同スポーツ事業団はこれを事実上認めている。

しかしながら、当該委託契約においては、契約期間は営業期間の前後最大1ヶ月としても約6ヶ月であるので、その他の期間は契約期間対象外となるため、(株)レジャーインダストリーには車庫を利用する権利はなく、また県及び同スポーツ事業団にも格納させる義務はない。

当該委託契約書では権利義務が発生しないとはいえ、事実上、車庫は製氷用特殊車両専用であり、これを相互に容認している以上、契約書等によって保管責任の明確化を図るべきである。

また、当該車庫は、公有財産台帳に登録されていないが、同台帳には建物は1棟ごとに登録する必要があるため台帳の処理を行うべきである。

緑が丘スポーツ公園 (委託施設) <教育庁スポーツ健康課>

(67)施設使用料の端数計算を規定どおりに行うべきもの

「設置及び管理条例」の別表によると、「使用料の額は10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。」と規定している。体育館等の使用にあたり、1/2面等の使用時に端数計算が施設使用料総額ではなく、下表のとおり時間単価の段階で行われているため、一部に徴収れが生じている。条例の規定どおり、施設使用料総額での端数計算を行うべきである。

(表)端数計算の試算例

使用者	K高校ハンドボール部		
使用日時	平成13年9月13日 13:00~16:00(3時間)		
施設名	大体音館(1/2面)		
区分	全面単価	1/2面単価	使用時間
	890円	440円	3h
単価で端数処理	890円	445円	3h
総額で端数処理	890円	445円	3h
			1,330円

(68) 使用料前納を規定どおり実行すべきもの

施設の使用後に使用料を徴収しているケースが次の通りである。

利用者	利用施設	利用日	領収日	金額
K高校ハンドボール部	大体音館	平成13年3月13日	平成13年3月29日	16,720円
K団体支部	飯田野球場	平成13年3月25日	平成13年3月30日	840円

県条例によると、「使用者(官公署を除く)は使用料を前納しなければならない」(第3条)と規定されている。使用料は条例どおり全額の前納を遵守すべきである。

(69) 自動販売機及び電話機の設置許可等、所定の手続を行うべきもの
(財)山梨県体育協会は、緑が丘スポーツ公園内に清涼飲料などの自動販売機(9台)及び赤電話及び緑電話を所定の手続を経ることなく設置させている。行政財産の使用許可の申請など必要な手続を執ると共に、電気代等の徴収もれないよう留意されたい。

(70) 管理主体の変更を検討すべきもの(意見)

昭和63年、緑が丘スポーツ公園の屋外施設は、利用者の圏域が甲府市及びその周辺地域であるとして甲府市に委譲されている。そのため体育館及びスポーツ会館は利用者が全県にわたる県営の屋内施設として管理運営されている。

しかし近年の利用実績を分析すると、屋内施設の一般利用者の圏域も甲府市及びその周辺に集中している状況にあるので、屋外施設と分離して県が運営する必要があるのであり、甲府市に委譲することも検討すべきである。

(71) すもう場及びアーチェリー場の利用者の範囲拡大を図るべきもの

平成12年度ですもう場の利用日数は2日間であり、また、アーチェリー場の利用状況は甲府一高の専用施設の状態である。アーチェリー場の専用化は好ましくもないことも考慮し、一般の県民にも利用しやすい施設への格別の取組みが望まれる。

(72) 行政財産の使用許可等、所定の手続を行うべきもの

山梨県高等学校体育連盟の事務室約40㎡が昭和63年頃から、スポーツ会館内におかれているが、行政財産の使用許可手続が執られていない。また、建物内に(財)山梨県体育協会(当該施設の受託団体)の本部署事務室がおかれているが所定の手続が執られていない。合規の処理を行うべきである。

(73) 特命随意契約の特命理由につき検討すべきもの

緑が丘スポーツ公園の施設については、毎年度県教育委員会と(財)山梨県体育協会とで施設の業務委託契約を締結している(平成12年度 契約金額1,117,290,000円)。この契約の内容は特命随意契約であり、特命理由は、施設の管理運営に当たっては、設置目的を理解し、万全なる管理運営と利用者への助言、適切な人員配置と専門的知識を有する公共的団体などとしている。

しかしながら、体育協会に対する特命理由としては根拠が希薄である。

合見積書の提出や減価交渉を積極的に行うことを条件とするなど、入札に準じた方法につき検討すべきである。

(74) 附帯設備(ボクシング用リング一式)の管理に適正を期すべきもの

県から管理運営を委託されている附帯設備(ボクシング用リング一式約130万円)を過去10

年に亘り、長期且つ独占的にN高等学校がソング部に無償貸与したままとなっている。公の施設の利用にあたっては、公平性の見地から長期の独占使用は禁止されている。早急に適切な措置をとるとともに、今後かかることのないよう留意すべきである。

山梨県本栖湖青少年スポーツセンター
(委託施設) <教育庁スポーツ健康課>
<(財)山梨県体育協会>

(75) 設備の廃棄手続等につき適時適切な手続をとるべきもの
本栖湖青少年スポーツセンター(以下「センター」という。)では下記設備が経年劣化し使用不可となっている。監査日現在(平成13・10・31)、廃止、除却等の手続がとられていない。早急に適時適切な手続をとるべきである。

記

・プール 平成11年7月14日閉鎖
・本館温風ボイラー 平成12年冬に使用不可

(76) 備品台帳の記帳を適正にすべきもの
センターでは、(財)山梨県体育協会が作成している備品一覽表と県の備品台帳とに次のような差異がみられた。

品名	備品一覽表	備品台帳
キャンパス用ラケット	59	18
自転車	100	0

また、自転車は、協会が無償で寄付受領したものであるが、貸出し使用料の徴収を考えているにもかかわらず備品台帳に記載がないなど、県が協会に管理委託している物品と協会の所有物品とが明確に区分されていない。
管理受託備品と協会所属備品の区分を明確にし、備品台帳の記帳を適正にすべきである。

(77) 艇庫及び艇庫内備品の適正管理に努めるべきもの

センターでは、体育協会が、カヌーを保管する建物である艇庫の管理をおこなっているが、委託契約には、この艇庫管理に関する規定はない。さらにこの艇庫の管理者は山梨県教育委員会であるが、公有財産台帳にはこの艇庫の記載がない。この艇庫には下表のとおりカヌー協会と上九一色村が所有するカヌーが多数保管されていた。

(表)艇庫保管カヌーの種別及び所属

種別	県備品	カヌー協会	上九一色村	計
K-1(カナヤック1人乗り)		4	8	12
K-2(カナヤック2人乗り)		6		6
K-4(カナヤック4人乗り)		3		3

C-1(カナディアン1人乗り)	4	10	14
C-2(カナディアン2人乗り)	10		10
C-4(カナディアン4人乗り)	10		10
カヌーボロ艇	10	15	25
普及艇		18	18
カヌーボード	10		10
計	20	52	36
			108

また、カヌー協会が艇庫の鍵をもっていることであるが、他の団体に対する使用許可など権限も明らかでない。艇庫利用の権限を明確にすると共に、公有財産台帳への登録、管理責任の明確化など適正管理に努めるべきである。

(78) 自動販売機等の使用許可など所定の手続を怠っているもの

センターでは、(財)山梨県体育協会は、清涼飲料水の自動販売機4台を、また甲ホテルは、たばこ使い捨てカマラの2台を行政財産の使用許可なく、業者に設置させている。行政財産の使用許可申請手続及び自動販売機の電気代等についての応分の負担に関する措置は、施設の管理受託者としての当然の行為であって、これを怠っているのは適切でない。管理手続の適正化に努められたい。

また、赤電話及び緑電話設置に関する所定の手続についても同様である。併せて適正な措置を執られたい。

(79) 宿泊施設、体育施設の利用率の向上に努めるべきもの(意見)

センターの平成12年度の宿泊施設、体育施設の利用状況は、県内の利用者割合がそれぞれ34%、32%で低調である。

とくに、レビューコート、テニスコートの利用状況は、それぞれ0件、7件であり、利用状況が非常に低調である。監査日現在(平成13・10・1)、雑草が生えている状況で、管理のあとがみられない。稼働率が高い多目的広場やサッカーコート等への転用を検討しているようであるが、積極性に乏しい。静岡県との県境に近いという地理的な問題や従来は日本体育協会の運営であったという経緯との関連もあるようだが、なお受託管理者の責務として、県内者の利用率の向上にも取り組むべきである。

県営運動場(飯田)
(委託施設) <(財)山梨県体育協会>
<教育庁スポーツ健康課>

(80) 下水道料金の減免申請を行うべきもの

県営運動場(甲府市飯田5丁目)における下水道料金の大半は野球グラウンドの芝生の維持管理に使う散水用であるが、通常の利用と同様に下水道料金を支払っている。

しかしながら、芝生に散水する水量は芝生に吸収され下水道に流れないことから、散水量に

相当する分は、申請することによって減免の措置がつけられる。甲府市水道局に下水道料金の減免措置を申請すべきである。ちなみに申請を行えば年間約6万円の節減額となる。

(81) 公の施設と重複供用されている大学運動場の位置付けを明確にすべきもの

県営運動場(甲府市坂田5丁目)は、山梨県県営運動場設置及び管理条例(昭和23.5.24 山梨県条例第33号)に基づき、野球場、陸上競技場(1周350mトラック)及び庭球場(レニューコート2面)を有する有料の運動施設である。当該運動場の維持管理及び使用料の徴収等については、毎年度、緑ヶ丘公園施設と併せて山梨県教育委員会が(財)山梨県体育協会に当該業務を委託(契約額:1億1,729万円)している。当該運動場における平成12年度の施設使用料は、野球場10万9千円、陸上競技場(庭球場を含む。)1万2千円で、過去においても同程度の使用料収入で推移している。

ところで、一方、山梨県県営運動場のうち、陸上競技場及び庭球場(計14,416.90㎡)については、短期大学設置基準に基づく運動場用地として山梨県立女子短期大学(昭和41.4.1設置)の運動場として使用されている。したがって、陸上競技場及び庭球場を一般県民が利用できるのは、土・日・祝日並びに同短期大学の夏季等長期休業期間のみで、その利用が大幅に制限されている。当該陸上競技場及び庭球場の維持補修については、常時使用している同短期大学が予算措置(毎年度200万円前後)して実施している。

しかしながら、短期大学の設置は、学校教育法(第4条)によって監督庁の認可が必要であり、山梨県立女子短期大学は運動場を含めて基準を満たすものとして認可を受け、設立されているものであって、当然、その他の行政目的に重複して供されることは予測していないことから、同時に条例施設とされていることは同法とは相容れないものである。

また、同短期大学の設立から現在(平成13.11.1)まで県営運動場と短期大学運動場とに重複して供用されているが、県営運動場は公の施設として広く一般県民に公開してその利用に供することを目的とする施設であり、一方、短期大学の運動場は専属的に教育利用に供するものであって、その利用形態は一般公開と独占利用と相容れないものである。したがって、一つの運動場を重複して相反する利用に供することは、利用が一方に傾斜すれば他方を排除する結果となり、相互に行政目的を十分に達成することができないこととなるが、このような状態を30数年間放置してきたことは、適正でない。

山梨県立女子短期大学における文部大臣の設置認可及び同短期大学の利用実態、並びに維持管理の実態等を勘案すると、さらに公の施設の県営運動場としての機能を付加することは行政目的として矛盾があることから、その解消のために適切な措置を講じることによって各表ともに同短期大学の運動場とするよう明確にすべきである。

山梨県立八代射撃場
(委託施設)

<(財)山梨県県民スポーツ事業団>
<教育庁スポーツ健康課>

(82) 窓枠のたわみの原因を究明し早急に補修すべきもの
八代射撃場本館(建築面積210㎡)2Fの窓は、センター部分のアルミサッシ窓枠のたわみが著しく3～4cmの隙間が生じている。

県の営繕担当の説明は、構造的には問題はないが、正確な原因はつかめていないとのことである。

しかし、これは1Fの同じ窓枠には直径60cmの柱があるにもかかわらず、2Fにはこの柱がなく全面にアルミサッシの窓のみとなっていることを考慮すると、アルミサッシの窓枠が、直接若しくは間接に加わったコンクリートスラブ、瓦屋根の荷重に耐えきれずにたわんだものも考えられる。

いずれにしても、現状では窓の開閉はサッシ特有の上下部の大きなゆとりにより、辛うじて開閉できるが、閉め切ることができず、3～4cmは開いたままである。

窓枠のたわみが進めば、次はガラス部分にかかって、危険である。早急に補修すべきである。

山梨県立韮崎射撃場
(委託施設)

<(財)山梨県県民スポーツ事業団>
<教育庁スポーツ健康課>

(83) 韮崎射撃場の一部施設の一部休止を検討すべきもの
韮崎射撃場では、弾丸の着地点に河川敷を利用しているが、周辺の開発がすすみ発射場所の対岸正面にも民家が建ち始めており現実的に危険(民家まで330m、一粒弾の有効射程距離は700～1,000m、散弾でも火薬量によっては330mを超える。)が発生している状況にある。既に平成10年11月の射撃大会では誤って一粒弾を使用したために民家2軒の屋内に飛び込む事故が発生した。その後利用者が施設を利用する際は必ず弾のチェックをしているようであるが、未だに施設運営を続けている。早急に一部施設の休止を含めた有効策を講ずるべきである。

スポーツ庁アクション施設について(まとめ)

- ・設備備品等の適正管理
- (58) 備品の所有者(県、事業団)別の区分・整理と適切な管理
- (64) 製米機等の工作物ごとの公有財産台帳への登録・管理
- (73) ボクシング用リフター式の長期無償貸与の是正と適切な備品管理
- (75) 管理受託備品と受託者所有備品の区分の明確化と備品台帳の活用
- ・法令及び条例、規則に従った適正管理
- (60) 徴収根拠のない施設使用料の是正と町への施設移譲等の検討
- (62) 自動販売機及びごみ集積場設置の占用許可の申請
- (63) 徴収根拠のない施設使用料の是正と自由広場の正規利用の実施

・提供サービスの質の向上

(59) 施設の利用制限の緩和と利用の拡大

・コスト意識の醸成

(79) 下水道料金の減免措置の申請実施

注:カマコ内は指摘・意見の通し番号

6 研修・学習施設

県立)ニア見学センター

(委託施設)

<都留市>
<企画部)ニア推進課>

(84) 見学者の誘致、サービス向上について(意見)

山梨)ニア実験棟では、事業者が、平成12年度から5年間は各種試験運転運行を行うことになってはいるが、その先の展開については、現下の経済情勢からみて不透明である。見学者も、現在地元住民との関係などから試験運転が平日中心であるため、下降気味である。また、事業者である JR東海が、試乗運転、試験走行運転を行わなければ魅力に欠ける施設であることも事実である。

しかし、センターは事業者 (JR東海、鉄道総研) の実験施設とともに)ニア開発・推進のシンボリックな存在であり、施設の存続が期待されている。今後とも利用者に対しアンケート調査等を行い、県内外の見学者誘致に向けての積極的な努力を重ね、委託先の地元都留市や事業者とともに、県民サービスの向上に努めるべきである。

山梨県防災安全センター

(委託施設)

<(財)山梨県消防協会>
<総務部消防防災課>

(85) 防災安全センターのあり方について(意見)

防災安全センターは①防災についての啓蒙活動等を行うため、防災用品の展示、地震体験設備等を設置するとともに、②起震車の貸出し、災害時に必要な資機材 (非常用発電機、投光器、飲料水ろ過装置、毛布等) の備蓄、③災害発生時の輸送用中継機能等をあわせ持ち、県における防災拠点施設としての重要な役割を担っている。

しかしながら、当該施設は防災用品の備蓄、起震車の貸出し等を機能面からみると、公の施設の一部を構成するものとは考えにくい面もみられる。

また、展示物等による啓蒙活動も消防行政の PR センターの側面が強くなり、県民の福祉向上を図る施設というより、県民の生命・財産を守るという本来の行政活動の一環としての施設ではないかと思われる。センターのあり方について検討すべきである。

研修・学習施設について(まとめ)

・積極的な県民への福祉の増進

(84) 行政活動の一環の施設として防災センターのあり方について検討実施

・コスト意識の醸成

(83) 県内外の見学者の誘致とサービス向上への取組みの実施並びに将来的には土地を

有する地元市への譲渡の検討

注:カマコ内は指摘・意見の通し番号

5 博物館等施設

山梨県立美術館

(県直営施設)

<教育庁学術文化財課>

(86) 受託美術品の適切な管理に努めるべきもの

山梨県立美術館では、委託を受けた美術品 (以下、「受託美術品」という。) については、以下のように受託手続 (期間延長) が変更されている。

ミレー「P. グラダンの肖像」

・平成 5 年 10 月 8 日から 7 年 10 月 7 日、以降自動更新

・平成 11 年 10 月 8 日から 13 年 10 月 7 日まで

・平成 13 年 10 月 8 日から 15 年 10 月 7 日まで

このように、従来、受託期間については自動更新手続によっていたが、平成 11 年度から 2 年更新に切り替えられている。

しかしながら、受託品台帳がなく、一件ごとの更新記録簿がなく、受託品預り書の発行控もない。また、寄託者が預り書を紛失した場合に既発行の預り書の無効を示す文書記録もない。受託品が美術館に寄附されたときに、寄託者発行の寄託物品返還受領書の破棄手続がないなど、なお今後に整理すべき課題も多く残されている。

受託美術品の受払簿の整備と預り証等の発行の有無と回収の有無そして破棄・紛失等の手続を再検討のうえ、整備されたい。

(87) 美術品の貸出等の手続に万全を期すべきもの

美術館では、外部への貸出及び修復のための出庫について、一件別に決裁をとっているが貸出の受払台帳がない。

例えば、県企業局の「丘の公園」への彫刻の貸出について、美術館による貸出し美術品の保管状態調査 (平成 13・7・25) が行われているが、クモの巣がかかり、台座が腐食しているなどの事例が報告されている。しかしどの様に対応したか明確でない。

貸出し先の善良な管理者の注意義務が守られないときは、即刻引き上げや原状回復を求め

るなどの措置も考えられる。この処理のマニュアル化を図り、確実に実践していくことが、美術品の確かな保全には必要である。こうした管理の基本となる受払台帳の整備にはとくに万全を期すべきである。

(88) 美術品の保全措置について検討すべきもの(意見)

美術館内の収蔵品については、評価額 100 万円以上のもものは火災保険に加入しているが、盗難保険はかけられていない(全国の美術館のうちでもかけられていないところがあることである)。

その理由は、付保額の基準が評価額になり、料率が高くなること、盗難・火災には十分な保全措置があるからとしている。

しかし、現状では、展示中の事故や、盗難にあつた場合などに損害補填が図られないことになる。

対象を限定して修復費用を限度とした保険を検討するか、或いは全国美術館協会等が行う基金による保全を図るなど可能な範囲の方策について検討されたい。

(89) 美術品等の棚卸など適切な管理に努めるべきもの

美術館では、美術品保管のための収蔵庫への入退出管理は、十分であると推察される。しかし、美術品の地番管理は行われておらず、定期的な棚卸も実施されていない。この結果、すべての美術品が管理システムに完全に登録されないことも考えられ、美術品の保全に必要な措置が執れない場合が生じる。

美術品の数量は膨大であるが、管理システムの完成のため、さらに現物の保全のためにも、美術品の重要度に応じた定期的棚卸しを実施すべきである。

また現在、美術品の一部については、一般の備品管理手続のなかで事務手続がなされているが、重要備品として美術品の管理システムと連動した管理手続とし、独自の台帳の作成を行うことが望ましいので、この作成についても検討されたい。

(90) 窓口つり銭を留置きすべきもの

美術館では、窓口つり銭用資金として山梨県立美術館協力会から1万円を借用しているが、他の団体から窓口つり銭用の資金を借りているのは不自然であり、公金と私金が混在している状態である。「山梨県財務規則」第 45 条の 2 では「……現金を収納する場合において、つり銭又は両替金を準備する必要があるときは、……キャッシュ長の定める金額の範囲内において、払い込むべき収入金のうちから必要な現金を留めて置くことができる」と規定している。本来は美術館としてつり銭用の小口資金を留置きすべきである。規程にしたがった事務処理を行うべきである。

(91) 無料券・招待券の管理については是正すべきもの
美術館では、有料券の他に、無料券(高齢者、身障者、第2・4土曜の生徒用)及び招待券が発行されている。無料券は連番管理及び受払管理されていない。また、招待券は連番管理されているが、受払管理されていない。無料券及び招待券は金銭等面物であるので、連番管理及び受払管理をされたい。

(92) 特別観覧料(ネガボジ)の収納について前納を徹底すべきもの

美術館では、ネガボジの貸出にあつて、特別観覧料を収納しているが、平成 12 年度では一部(4件、47,390 円)後納となつていた。「設置及び管理規則」第7条では原則として施設使用料及び特別観覧料は前納しなけねばならず、収納漏れを防止するためにも、規則どおり特別観覧料の前納を遵守すべきである。

(93) 閉館時刻の延長等による開館・利用時間の延長について(意見)

美術館は、現在午前9:30分の開館であるが、利用者サービスの向上、職員の出勤時刻等を考慮し、午前9:00の開館を検討されたい。

また、閉館時刻についても現在午後5:00であるが、夏期・週末等においては、閉館時刻を延長し、開館・利用時間を延長するよう、あわせての検討が望まれる。

(94) 寄贈品公開の準備等について(意見)

美術館には、郷土の芸術家萩原英雄氏から寄贈され、保管されている土器・埴輪等、氏の作品に影響を及ぼした貴重な発掘物が52点ある。

氏の数多い寄贈品のなかでも版画作品・油彩画等は特別展で公開されているが、整理・加工等を要する土器・埴輪等の発掘物は現在のままでは、公開できる状態にない。

したがって、例えば考古博物館と連携し、整理・加工の着手を早めるなど、一般に広く公開するための方策について検討すべきと思われる。

山梨県立文学館

(県直営施設)

<教育庁学術文化財課>

(95) 茶室の利用拡大を図るべきもの

芸術の森公園(都市公園)の公園施設である茶室については、その管理運営は、文学館(教育委員会)に管理委任されているが、利用率はかなり低い。

これは、茶室としての利用に限定しているため、利用範囲も限られ自ずから施設規模に照らして低い水準に止まったためと考えられる。

公共用施設の利用には、弓道場など専用的施設と集会場など多目的施設及びその中間的

施設に分かれるが、当該茶室は12畳の和室をはじめ同じ広さの立札席、配膳室など茶を主体とした造りながら、弓道場など同様の専用施設とは言えず、和室を主体とする多目的施設に属するものである。

文学館では茶室「兼心庵」として専用施設としてきたから、今後も同様にとの意向のようであるが、専用施設としておく格別の理由は見当たらない。公の施設としての本来あるべき姿にもどり、広く県民の利用に供するため、和室主体の多目的施設として利用の拡大を図るべきである。

芸術の森公園施設(直営施設—土木部都市計画課)について

(96) 野外研修室及び茶室の受委任につき検討すべきもの

山梨県芸術の森公園は、山梨県都市公園条例に基づく都市公園で、同公園内には教育委員会所管の山梨県立文学館(山梨県立文学館設置・及び管理条例)が設置されている。同公園に隣接して教育委員会所管の山梨県立美術館がある。

ところで、芸術の森公園の中には公園の有料施設として野外研修施設及び茶室が設けられている。この有料施設の管理運営及び野外展示彫刻の管理について教育委員会(文学館)は、知事から委任を受け(地方自治法第180条の2)、教育費で同施設の光熱水費(平成12年度190,069円)を支出し、使用料は、「文学館使用料」(平成12年度:野外研修施設0円、茶室等使用料427,070円)として収入している。

しかしながら、地方自治法に基づく知事と教育委員会における管理の受委任の関係であるとはいえず、この場合、野外研修施設及び茶室の運営管理が教育委員会(文学館)の事務に直接関連するものとは言い難く、所管事業部局の歳入歳出予算の区分という観点(事業別予算)からすると妥当でない。

所管事業部局の事業に沿った歳入歳出予算執行とするため、単に管理委任の関係とするだけではなく、予算の執行を委任とするなど予算を絡めた受委任について検討すべきである。

また、受委任の関係とは別に野外研修施設については、野外であることの物理的制約及び周辺からの騒音苦情等によって平成12年度においては全く利用されていない状況にあるが、今後も程度の差こそあれ、この状況は継続するものと考えられることから、広く施設が有効に利用できるように、例えば「みんなの広場」とするなど、利用が直接間接に抑制されている施設の有効利用について検討されたい。

山梨県立考古博物館

(県直営施設)

<教育庁学術文化財課>

(97) 委託料の契約手続を見直すべきもの

山梨県立考古博物館では、施設の維持管理の委託について、平成12年度(契約期間:平成12年6月19日～同13年3月31日)に、博物館は252万円、古墳は596万4,000円、随意契約により別々に同一業者と契約している。

この理由は、古墳の維持管理事業については国の補助金が交付されるので予算上区別する必要があったからと説明している。

しかし、国の補助金は、既に昭和63年度からなくなっているにもかかわらず、従来のまま別々に同一業者と契約しているのが実状であり、他に格別の理由も見当たらない。国の指定史跡にかかると、一般緑地にかかると、一般緑地にかかると、経費とを明確化しておくことが必要ではないかと考えたからと説明している。しかし、これは内訳明細で区分し、記録するだけでなく、事務処理の工夫で済むものである。

したがって、博物館及び古墳の維持管理業務をまとめて、入札による一本契約とし、コスト削減、事務管理の効率化に努めるべきである。

(98) 研修センター内の講堂及び研修室の管理につき検討すべきもの

博物館が管理運営している研修センター内の講堂(150人収容可)・研修室(50人と30人収容可の2室)は公の施設の対象外であり、専ら公用施設として扱われてきた。しかし、平成6年度からは、内規により、博物館事業に支障のない範囲で、一般にも開放(無料)しているが、主として県庁・学校関係の利用者に止まっている。

これは、利用制限(博物館事業に支障のない範囲)により、一般県民への積極的なPRを実施出来ないためである。現状のままでは、施設利用の公平性及び内規による施設の一部開放に問題を残すこととなり、適切でない。全て公用施設とするか、公用施設の一部を公の施設とするか又は全て公の施設とするかを選択し、施設の積極的活用を図るべきである。

(99) 出土品の整理につき協働体制の確立を図るべきもの(意見)

各遺跡から出土した遺物は、博物館の収蔵庫に保管され、報告書が発行されたものについて種別、時代、点数ごとに収蔵品点数一覧表としてパソコンに入力・整理している。

現在、この作業は中断され、整理済みのもは全体の約10%で、館が保有する出土品の大半はリストアップされていない状況である。

埋蔵文化財センター関連では、この他にも約15,500箱におよぶ未整理の出土品が保管されている。これら大量の出土品の整理については、年度計画を策定するなどして、収蔵品一覧表の作成並びに出土品の整理に逐次努めるべきものである

しかし、これらの出土品等の管理については館と埋蔵文化財センターとの協力関係が、必ずしも明らかではない。今後の執行について、先人の残した文化財を早期に活用するためにも、協働体制の確立を図るべきである。

(100)割引券等を発行し入場者の増加に努めるべきもの(意見)
博物館では常設展のほか、並行して特別展等を開催しているが、料金体系はそれぞれ別個のものとなっている。大規模な特別展の場合には常設展はスペースの関係で通常より狭い場所での展示となっている。しかしながら、常設展の観覧料は通常どおりとなっている。このため特別展・常設展の両方を観覧すると高額なもので心理的な割高感はおおくない。設置及び管理条例・規則等の改正を行い、両方の展示を観覧する入場者に対しては割引券を発行するなどして、入場者の利便・増加を図るよう検討されたい。
また、駅観光案内所等に入場割引券等(例えば20%オフ)をパンフレットとともに常時配布し、入場者の増加を図ることも合わせて検討されたい。

皆根丘陵公園施設について (県直営)土木部都市計画課 —教育庁学術文化財課)

(101)園内施設の1部につき廃止を含めての検討が望まれるもの(意見)

県都市公園条例により設置され、教育委員会が管理受託している園内のベンガローは、平成12年度は年間3回の利用実績に終わっている。過去における利用率も低調であるうえ、15棟のうち5棟は使用不能の状況である。傾斜地にあること、眺望がわるいこと、団体での食事場所がないこと等を考慮すると今後の利用率向上もほとんど望めない。維持費も浄化槽保守点検・電気料等年間約24万円ながら、これに値する良質のサービスの提供も望めない。また新たに建替え、施設の再配置を考えるにしても前述の環境条件の制約を克服できないことから、廃止を含めての検討が望まれる。

(102)料金の有無を明確にし、利用率の向上策を検討すべきもの

公園内にある庭球場の利用率が低い(平成12年度利用者数約1,400人、稼働日数42.4%)。この原因の一つにコートに付帯設備としての更衣室が用意されていないことが挙げられる。

更衣室が用意されていないことは、本格的なコートの使用を予定していないからとも受けられる。換言すれば、着替えなしでラケットを握ってみるかとする利用者を想定したのかもしい。いわずににしても現状では利用率向上は見込めない。

有料施設として更衣室を設けるか、無料施設として利用者の増加を図るか、方針を明確にし、利用率の向上策を検討されたい。

山梨県立科学館 (委託施設) <(財)山梨県青少年協会> <教育庁社会教育課>

(103)使用料減額(免除)申請者に対して承認書を交付すべきもの

科学館の入館料等については減額又は免除することができる(山梨県立科学館設置及び管理

条例第6条)とされている。減額は免除の対象者は一定の条件を満たす者(同条例施行規則第6条第1項第1号乃至第6号)であるが、このうち、

①幼稚園・小学校等の教育課程に基づき教育活動として入館又は観覧するとき(第2号)

②保育所の保育の一環として入館又は観覧するとき(第3号)

③その他教育委員会が特別の理由があるとき(第6号)

に該当する場合においては、入館料等減額(免除)申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない(同条例施行規則第6条第2項)。教育委員会は、これを承認したときは、当該申請者に対し、入館料等減額(免除)承認書を交付するものとする(同条例施行規則第6条第3項)とされている。各学校長等からの入館料等減額(免除)申請書の例をあげると、次のとおりである。

減免申請者	減免申請理由	減免申請内容	減免対象人員	入館等予定日
ふたば保育園長	園外保育	入館料 観覧料	園児 50人 保護者 50人 引率者 8人	H12.5.16
穴切小学校長	体験教室(2年)	入館料 観覧料	児童 43人 引率者 5人	H12.5.16
若草中学校長	校外学習	入館料 観覧料	生徒 6人	H12.5.19
中央高等学校長	通信制生徒の校外体験学習	入館料 観覧料	高校生 100人	H12.5.28

しかしながら、科学館は、これら各学校長からの当該申請書に対して減額免除に該当しているにもかかわらず、減額(免除)承認書の交付を行っていないのは山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則に反し、適正でない。

同条例施行規則に従って使用料減額(免除)申請者に対して減額(免除)承認書を交付すべきである。

(104)プラネタリウム番組の制作委託にあたり検討すべきもの

プラネタリウム番組の制作委託の契約内容については次のような検討すべき事項がある

①プラネタリウム番組の制作は、(引ばす〜で甲社に随意契約で委託している。プラネタリウム番組の制作費は、平成12年度の実績で1本につき849万円であり3本合計で2,547万円となっている。(毎年同じように制作委託をしている。)その金額の根拠は見積書の中の「プラネタリウム制作業務委託経費積算内訳」によって開示当初から変っており、原価交渉が行われた形跡がない。

②制作された作品は三ヶ月間上映された後、上映用機器からはずされ(プラネタリウム番組は多数のプロジェクト等を中心として上映される。)科学館に保管されているが、作品のデジタル以外の著作権は甲社が保有しており、実質的に上映終了後は使用できない。これは口頭での契約の上になり立っており、契約書上この期間制限に関する取り決めはうたわわれてい

い旨の説明を受けた。

③契約書上、絵画、スライド、シナリオ(科学館が甲社に支給したものを除く)の著作権は甲社に属し、番組の上映、広報宣伝等のための使用権は科学館に属することとなっている。また、その使用権に期間制限のある旨は記載されておらず、実際の運用と相違している。また、契約書にはプラネタリウム番組の総合的な著作権の所属の記載がない。

したがって、検討すべき事項は次のとおりである。

①プラネタリウムの番組制作は、独立した作品の制作であって、どの作品も一律同じ積算に基づく制作費で作られるとは考えにくい。それぞれの作品の企画書に基づく制作費の積算を業者に出させ、それに基づき具体的に原価交渉をし、制作委託契約を取り交わすべきである。また随意契約で委託しているが、将来的にはコンベンション方式等による競争原理を生かす方法を導入し、コストの削減、民間企業の技術の向上を図ることが望ましい。

②プラネタリウムソフト制作業務委託契約書に上映期間に伴う使用権の制限の有無について明記すること、また作品の総合的な著作権の所属についても具体的に交渉し、契約することが必要である。

③プラネタリウム番組を構成する作品の中には、著作権が科学館に属するもの(シナリオ等)と、甲社に属するもの(絵画、スライド、フィルム等)、甲社が外部から著作権の使用許可を受けているものが混在するが、実際の運用は科学館がこれら作品の利用権を期間限定で得ている形になっている。著作権やコンピュータのソフトウェアに代表される無形固定資産は、金銭的、質的にも重要なものとなっている。当然公共団体も財産として管理することが必要で、そのためにも著作権、永続的に使用できる使用権、短期間の利用権等の権利内容と所属を明確にすべきである。

県立保存民家 安藤家住宅
(委託施設)

<甲西町>
<教育庁学術文化財課>

(105) 施設の地元での維持管理が望ましいもの(意見)

県立保存民家である安藤家住宅は、有料・無料併せて年間2,200人(平成12年度)程度の入場者である。交通機関の不便さを考慮すると、極めてローカルの濃い、地元密着型の施設であると言える。

現在、年間約600万円の委託料を地元甲西町に支払い、管理を委託しているが、町も自ら経費を負担しており、地元ボランティアに頼っての運営が大きくなっている。また、町も自らしたがって、今後の管理運営の方向としては、地元、甲西町と協議のうえ、地域の文化施設としての維持管理の方策を検討することが望ましい。

山梨県立図書館
(県直営施設)

<教育庁社会教育課>

(106) 未返却図書防止に努めるべきもの

山梨県立図書館における平成12年度個人図書等貸出点数は、84,093点(児童書は絵本・漫画・紙芝居を含む。)である。図書貸出期間は15日とし、1回の延長が認められ、この期間を経過したものについては、電話等により督促(原則として3回まで)が行われる。

ところで、同館は、平成11年4月から平成13年8月までに、未返却の図書938冊について督促を行っているが、平成13年10月30日現在、368冊の未返却の図書がある。この未返却図書については多くは返却されるものもあるが、3回の督促(60日経過のもの)を行い、返却しないときは亡失したものとみなし、弁償させることとしている(図書館運営規則第6条)。紛失による弁償で処理されたものを除き、未返却図書については原則として1年以上経過したものについては除籍し、図書データベースから削除している。

過去3年間において亡失資料として除籍された図書資料点数(不明図書も含む。)は、次のとおりである。

区分	図書	その他資料	計
平成10年度	382点	92点	474点
平成11年度	324点	15点	339点
平成12年度	367点	99点	466点

平成11年度における338点は、未返却による図書除籍数の平成5年度以降の累積点数であり、同12年度の466点は単年度の除籍点数である。

しかし、未返却の図書に対する事務処理状況についてみると、①1ヶ月単位に、常時、未返却図書が正確に把握される状況にはなっていないこと、②返却の督促についても事務の煩雑さといふことから2ヶ月にまとめ集中的に督促する方法をとっていること、③返却にいたる督促回数及び督促後の返却日数等が十分に把握されていないこと、④平成13年10月30日における未返却リストの中には平成11年度貸出図書の長期未返却図書が相当数含まれていること、など適切な処理状況とはなっていない。

返却困難な図書及び不明図書が、図書データベースとして蔵書登録されていることは利用者にとって不便であることである。未返却図書の状況を正確に把握して適時適切に除籍処理を行い、早期に督促を行うなどの方法によって未返却図書の未然防止に努めるべきである。

博物館等施設(まどめ・カウコ内は指摘・意見の通し番号)

- 設備備品等の適正管理

(85) 寄託美術品の受払記録など適切な管理の実施

(86) 貸出美術品の管理手続きの実施徹底

(88) 美術品・備品の棚卸など適切な管理実施

- 積極的な県民への福祉の増進

(97) 研修センター内の講堂、研修室を公の施設とするか否か
・県民の視点の尊重と受益者負担

(99) 割引券の発行等による入場者の利便・増加について検討

(101) テニスコートについて、利用料金の有無を明確にし利用率向上の検討

(104) 地域の文化財施設としての維持管理の方策について検討

・提供サービスの質の向上

(94) 茶室を和室主体の多目的施設として利用の拡大実施

注:カッコ内は指摘・意見の通し番号

◎ まとめ (総括)

公共用52施設の管理運営につき、指摘し、意見を述べたが、公共用施設の県民の福祉増進という目的達成の過程を実地に監査し、今後の検討の素材として提示したものが100余の指摘・意見である。そして、この指摘・意見の総括としては次のような事柄が挙げられる。

①設備や備品の管理に関する指摘が最も多いが、県の主管課及び管理受託者ともに物品の取得、管理、処分各段階での規程に即した配慮に欠けている面がみられた。規程性はもとより、よりよい管理をめざすための効率性や経済性に根ざした意識改革がもとめられる。

②財産管理面で、スポーツ運動場用地と短期大学の運動場が重複使用されているが、大学の設置基準に照らして問題が残るとする法規性と、時間を限って利用できるとする経済合理性とのジレンマの中で未解決のままとなっているが福祉増進の規定の趣旨を大切にすべきと思われる。

③県民の福祉増進という公の施設の設置目的に重ねて、地域地場産業の育成をテーマに掲げるフルーツ、まきば及びびわく公園などがあるが、このテーマに重きがおかれるためか、公共性の位置付けが曖昧となっている。テーマは二つであるとする平等取り扱いが望まれる。

④施設利用に於ける受益者負担の原則について、利用者間の公平(実質的な公平)特に料金設定等にわたっての配慮が必要である。

⑤公共用施設の数多くは「かいこ団体」をピークとして、それ以前に建設され、かなりの年数を経過しており、全般的に利用率は低い。サービスの質・量を加味し、廃止或いは地元への移譲等を含めた、課題の解決が待たれている。 以上

第5 トータルコストについて

1. 公共施設のトータルコスト計算の意義と目的

(1) トータルコストの意義

トータルコストとは、公共施設の全ての発生費用を捉えるものである。

公共施設は、県民の健康で文化的な生活を可能にするための機会ないし場所を提供する施設であり、そのサービスを類型化すると、①講義、会議、展示等のための貸館、②低廉な料金で利用可能な宿泊施設、③貸館と宿泊の併設施設、④民間では供給困難な公園施設、⑤各種運動やレクリエーションのためのスポーツレクリエーション施設、⑥研修・学習施設、⑦美術館や図書館などの博物館等施設からなる。

これらの公共サービスは民間施設では提供されたいものから、民間施設と競合するものまであり、その利用形態が個人によるもの集団によるもの、すべての世代に及ぶものから特定の世代に限られるものなどさまざまである。

県はこれらの公共サービスを提供するために、土地・建物・工作物・備品など一定の施設を用意するとともに、施設の管理を行い、これらの施設において提供するサービスの運営経費を支出している。

今回監査の対象にした52施設に対して、県は建物だけで510億円を投入している。また、これらの施設を運営維持管理するために、平成12年度で、(直営施設を含めて)21億円を支出するとともに、41施設の管理運営委託のために委託費28億円を管理運営委託団体に支出している。委託団体は、この受託収入とその他の収入をもとに32億円の費用をもって運営している。その他に県は、減価償却費・公債利子を合わせて24億円を負担している(表4-1を参照)。

公共サービスは、民間資本にまかせておけば提供されないような、すべての県民に公平に利用されることを目的とする公園施設・美術館・図書館等を提供することにある。あるいは低廉な利用料でスポーツ・教育学習施設を提供することにある。

最適な公共サービスを提供するためには、事前の建設計画が重要となるが、施設の建設後は供給サイドの弾力的対応は困難であり、非弾力性に特徴がある。

他方、県民の公共サービスの需要は、スポーツ施設のように一定の限定された集団になり、価格弾力性が働きがたく、時間や場所などの制約がある。

この結果、需要と供給のミスマッチが起き易く、公共施設の運営は困難であるが、施設の建設後はひとえに、有効利用を図ることが最大の努力目標になる。

他方で、運営の経済性・効率性の追求が不断におこなわれることにより、投入された又は投入される税金の有効性が確保されねばならない。

長期的には、施設の更新・修繕による維持管理の一方で、統合廃止も含めて公共サービスの需要の変化にも対応していく必要がある。

したがって、公共施設を類型化してその費用比較と、利用状況を比較検討して、公共施設の経済性の改善と、効率的運営の確保と、利用の向上を図るための有効性の測定のために、制度的・継続的なトータルコスト計算が必要である。

単に歳出削減のためにコスト計算を行うことは、最適な公共サービスの提供の責務を放棄することにつながることを考える。

(2) トータルコスト計算の目的

現在の自治体における普通会計では、施設の減価償却費や、これらの管理にたずさわる県職員の退職給与(又は給付)引当金の繰入額といった発生費用は計算されていない。

したがって、当該施設の利用者の負担額と対比し、一定の公共サービスを提供するために県民による税金負担額を算定するためには、施設別のすべての発生する費用を集計することにより、公共施設の維持管理の真のコストを把握することがトータルコスト計算の第1の目的である。

第2の目的は、県の支出と、委託団体の費用を集計し分析し、公共施設の運営の特質に応じて合理的支出の管理に役立てることである。

第3の目的は、利用料等は県の収入となり、委託費は県の支出であるが委託団体の収入となっていることからこれらを連結(合算と相殺)し、償却費や引当金繰入額等の発生費用を計算して、一事業年度の総収入と総費用を計算し、公共サービスの提供額の税金負担を測定することである。

第4の目的は、一人あたりコスト、総利用可能額による稼働率等と比較して、公共施設の効率的な配置・有効利用の向上の経営方針を策定することである。

第5の目的は、毎期継続的に税金の負担構造を県民に情報開示し、民間では提供できない公共サービスについて、利用者の満足度・県民の必要度等のニーズと理解に支えられた公共施設の行政評価との運動に役立てることである。

2. 公共施設のトータルコスト計算書

(1) 全体の概要

今回、監査対象にした52施設の平成12年度におけるトータルコストの全体集計額(資料1を参照)は次のようになっている。

施設管理費をもってトータルコストとし、この施設管理費から利用料等を差し引いた、税金負担額をトータルサービスコストとしている。

すなわち、県は、公共施設を利用する県民(県外の利用者も含む)のために、52施設に66.8億円の税金を投入し、各種の公共サービスを提供していることに

管理委託団体への県の委託費は、団体の独自事業等を除けば団体の支出額に見合い、団体では収入として計上されており、これらは相殺消去されている。

(表4-1) 平成12年度のトータルコスト計算の全体集計(単位:百万円)

項目	金額	割合
管理委託団体の経費	① 3,196	42%
県の経費	② 2,057	27%
(1)運営経費 計	5,253	69%
減価償却費	③	
公債利子	④	
(2)財産経費 計	2,388	31%
施設費 計(トータルコスト)	⑤ 7,642	100%
利用料等	⑥ 959	13%
差引 税金負担費 (トータルサービスコスト)	⑤-⑥ 6,682	89%
県の団体委託費	①	37%
県の実質費用額	②+③+④ 4,445	58%
他に地代相当額	1,845	24%

①-③31百万円

(注1) 利用料等は、施設利用料の他に行政財産使用料、他の団体よりの補助金、負担金が入っている。

(注2) 管理委託団体の経費には団体所有の減価償却費が入っている。

(注3) 県の経費には、団体への委託費は入っていない。

(注4) 地代相当額は、土地評価額の4%とした。なお、公園等の広区画地は高額となるが特に調整はしていない。

(2) 直営施設と管理委託等施設の比較

52施設のうち、博物館施設等の9施設は県の直営となっており、他は所在地市町村に8施設、県の外郭団体等に32施設の管理運営を委託、行政財産の使用許可が3施設である。

図書館のように特別法によっているもの、より行政事務に近いものなどは、県の直接管理施設となっている。他方、それ以外のものは、県の出資法人である公益法人、他の市町村、民間団体等の団体に管理運営を委託している。

県直営施設と管理委託施設とを集計したものが表4-2である。

なお、第4施設別の指摘及び意見の項で記載されている市町村が収入調定を行っている3施設は、単なる施設の無償貸与の現状によって計上している。

県営施設は、数では全体の17%ではあるが、トータルコストでは全体の24%となっており、税負担額は、95%と委託施設の85%に比較して高く、より行政事務に近い姿がある。

(表4-2) 直営施設と管理委託施設

(単位：百万円)

項目	直営施設	委託等施設	市町村調定施設
管理委託団体の経費	-	3,196	55%
県の経費	1,585	472	8%
(1)運営経費 計	1,585	3,668	63%
減価償却費	146	1,217	21%
公債利子	79	936	16%
(2)財産経費 計	225	2,153	37%
施設費 計(トータルコスト)	1,811	5,821	100%
利用料等	84	875	15%
差引 税負担費 (トータルコスト)	1,726	4,946	85%
県の実質費用額	1,811	2,625	45%
他に地代相当額	292	1,553	-

(3) 公共施設の利用別集計比較
用途別にグループ化すると次ぎの表のようになっている。

(表4-3) 用途別トータルコスト表

(単位：百万円)

	貸箱	宿泊	貸箱	研修	公園	スポーツ	博物館
	%	%	%	%	%	%	%
団体経費	766	273	218	108	705	753	372
県経費	355	91	53	16	145	7	1,390
運営経費計	1,121	363	271	124	851	760	1,762
減価償却費	437	47	26	34	261	377	193
公債利子	272	15	3	29	353	202	141
財産経費計	709	61	29	63	614	579	333
施設費 計	1,830	425	300	186	1,465	1,339	2,096
利用料等	524	36	33	7	119	118	121
差引税負担	1,305	389	267	180	1,346	1,221	1,975
委託費	453	258	227	118	693	745	372
県費用	1,064	153	82	78	759	586	1,723
地代相当額	143	8	80	0	492	1,070	50

このグループ別集計の特徴は次のようである。

- ・ 団体経費の割合は、貸箱宿泊が、73%と大きく、金額はスポーツレクリエーション施設が7.5億円と大きい。
- ・ 県費は、博物館が66%と大きく、金額も13.9億円と大きい。委託費の割合も18%と低く直営施設が多いといえる。
- ・ 財産経費は、スポーツレクリエーション施設が43%と大きく、金額は貸箱施設が7.1億円、公園施設が6.1億円と大きい。両施設は比較的土壌・建物等の初期投資が大きいといえる。
- ・ 利用料等の収入割合は、貸箱が29%と相対的に大きく、金額も5.2億円と大きい。
- ・ 委託費は、スポーツレクリエーション施設が56%、7.5億円と比較的大きい。
- ・ 委託団体に依存する割合が大きいといえる。
- ・ 地代相当額は、スポーツレクリエーションが10億円と相対的に大きく、使用面積が広大であることがいえる。

3. 個別施設のトータルコスト計算書の結果

今回監査の対象とした52施設のうち、共同管理をおこなっているほかの施設に合算されている2施設を除いた50施設のトータルコスト計算書を次のページ以降に掲げる。なお、集計上の留意事項は次ぎのようになっている。

(1) 主な集計方法

1) 収益について

- ・ 県の使用料収入のほか、行政財産使用許可によるものも集計した。
- ・ 市町村等の負担金・補助金も集計した。
- ・ 管理委託団体が受取る県よりの委託収入・補助金は除外している。

2) 費用について

- ・ 県の人件費について退職給与引当金繰入額(各事業年度負担分)は期末要支給額をもとに算定した。
- ・ 共通経費は、原則として人件費は人数按分し、経費は個別経費により按分した。(ただし、按分が困難なものは他の基準によった)
- ・ 減価償却費は、地方公営企業法に準拠した。ただし、備品については、耐用年数を種類別単純平均の6年としている。
- ・ 公債費のうち、当該施設に直接対応できないものは、工事費総額の比率により、公債利息を按分した。

3) 地代相当額は、最終の評価替時価額の4%とした。

(2) トータルコスト表

トータルコストから収入を控除したものをトータルサービスクストと定義した。

- ・ 運営経費のうち団体支出経費は、管理委託団体が計上した費用を集計した。
- ・ 運営経費のうち県支出経費は、県の一般会計から支出している当該施設に係る人件費・経費を合算したものである。

- ・ 県財産費は、県の公有財産台帳と大規模修繕工事費をもとにした減価償却費と、県の発行した公債の利子の合算したものである。

- ・ トータルコストは以上の運営経費と財産費の合計の施設管理費とした。

このトータルサービスクストは、県が税金で負担しなければならない額であるとともに、この額に見合うサービスが財政的には利用者(県内・県外も含む)に提供されている。

(3) 利用者一人あたりのトータルコストと運営経費

一人あたりの金額を算定し、各施設間の比較可能性と事業年度間の比較を行っている。また、仮に財産費は公費負担とし、運営経費は利用者が負担すべきとしたならば、一人当たり収入と運営経費を比較してみた。

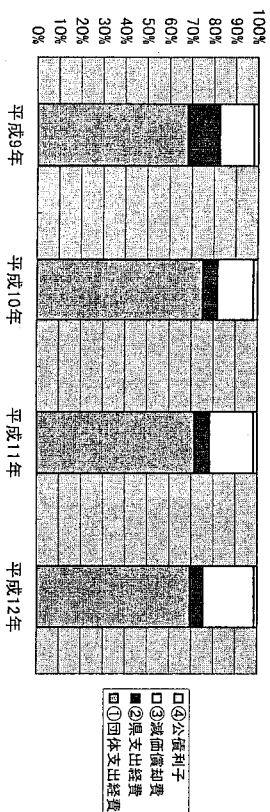
(各施設別表が入る)

NO 1
施設名：県民会館
1. トータルサービスコスト

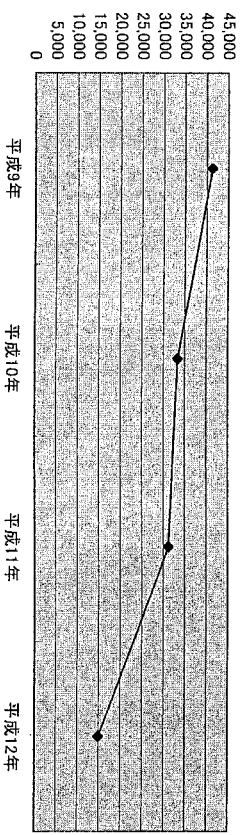
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
I 施設管理費				
(1) 運営経費				
① 固定支出経費	100,675	102,297	90,908	76,195
② 固定支出経費	21,339	9,121	8,625	6,529
計	122,014	111,418	99,533	82,724
(2) 変動経費	22,793	22,138	25,220	25,220
③ 減価償却費	3,106	2,748	2,270	1,792
④ 公債利子	25,899	24,886	27,490	27,012
計	147,913	136,304	127,023	109,736
II 収入等	106,647	102,945	95,808	94,834
うち利用料	74,479	71,044	64,693	65,583
トータルサービスコスト (A)-(B)	41,266	33,359	31,215	14,902
参考				
地代相当額	平成9年 144,154	平成10年 144,154	平成11年 30,150	平成12年 30,150
地代を加味したトータルサービスコスト	185,430	177,513	61,365	45,052

(単位：千円)

施設管理費の構成割合の推移

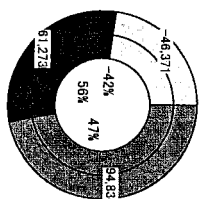


トータルサービスコストの推移



2. 平成12年度の構成割合

	施設管理費	収入	委託費・補助金	その他
金額 (単位：千円)	109,736	94,834	61,273	-46,371
割合 (%)	100%	86%	56%	-42%

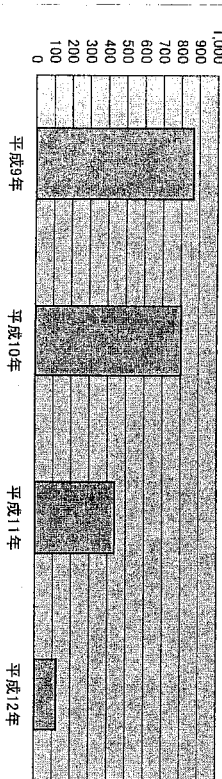


2. 利用者一人当たりのトータルサービスコスト

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	47,632	41,536	71,247	123,562
一人あたりトータルサービスコスト	866	803	438	121

(単位：円)

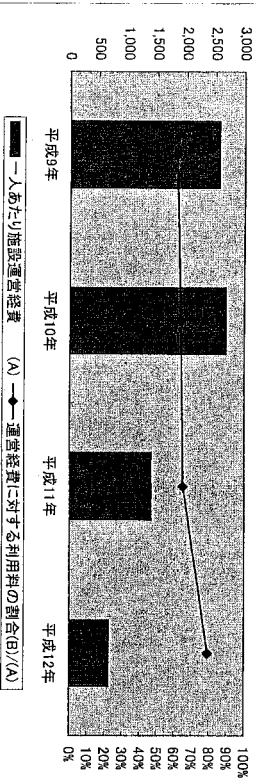
一人あたりトータルサービスコスト



3. 一人あたり運営経費と使用料との比較

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	47,632	41,536	71,247	123,562
一人あたり施設運営経費 (A)	2,562	2,682	1,397	669
一人あたり使用料等 (B)	1,564	1,710	908	531
運営経費に対する利用料の割合(B)/(A)	61%	64%	65%	79%

(単位：円)

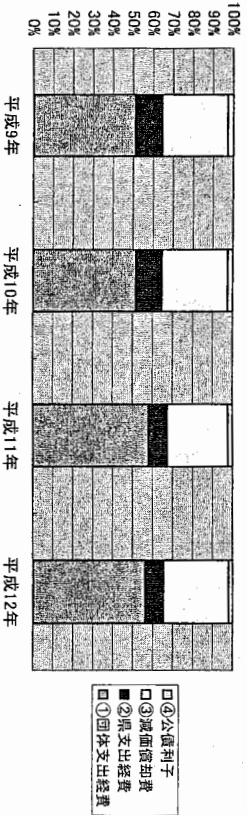


NO. 2
施設名：県民文化ホール
1. トータルサービスクスト

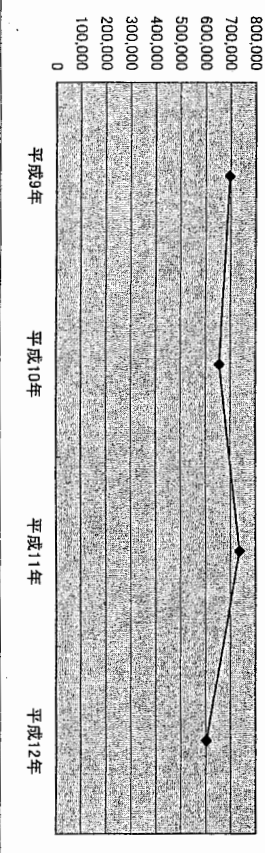
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
Ⅰ 施設管理費				
① 運営経費	439,608	433,118	514,983	458,772
① 団体支出経費	114,858	107,701	81,664	74,410
② 県支出経費	554,466	540,819	596,647	533,182
(2) 県財産費				
③ 減価償却費	281,641	275,635	269,457	266,201
④ 公債利子	24,880	22,821	20,271	16,954
計	306,521	298,456	289,728	283,155
合計	(A) 860,987	(A) 839,275	(A) 886,375	(A) 816,337
Ⅱ 収入等	(B) 165,315	(B) 183,572	(B) 150,067	(B) 213,640
うち利用料	94,521	119,561	92,504	90,543
トータルサービスクスト	(A)-(B) 695,672	(A)-(B) 655,703	(A)-(B) 736,308	(A)-(B) 602,697
参考	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
地代相当額	40,658	40,658	40,658	40,658
地代を加味したトータルサービスクスト	736,330	696,361	776,966	643,355

(単位：千円)

施設管理費の構成割合の推移

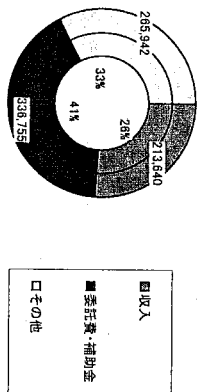


トータルサービスクストの推移



2. 平成12年度の構成割合

	施設管理費	収入	トータルサービスクスト
金額 (単位：千円)	816,337	213,640	委託費・補助金 336,755
割合 (%)	100%	26%	41%
			その他 265,942
			33%
			41%
			26%
			33%

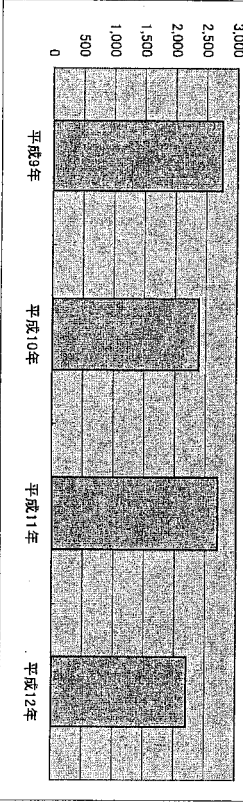


2. 利用者一人当たりのトータルサービスクスト

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	252,850	274,770	272,730	274,218
一人あたりトータルサービスクスト	2,751	2,386	2,700	2,198

(単位：円)

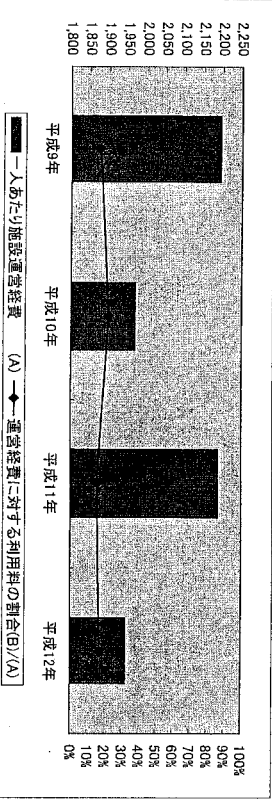
一人あたりトータルサービスクスト



3. 一人あたり運営経費と使用料との比較

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	252,850	274,770	272,730	274,218
一人あたり施設運営経費 (A)	2,193	1,968	1,968	1,944
一人あたり使用料等 (B)	374	435	339	330
運営経費に対する利用料の割合(B)/(A)	17%	22%	16%	17%

(単位：円)

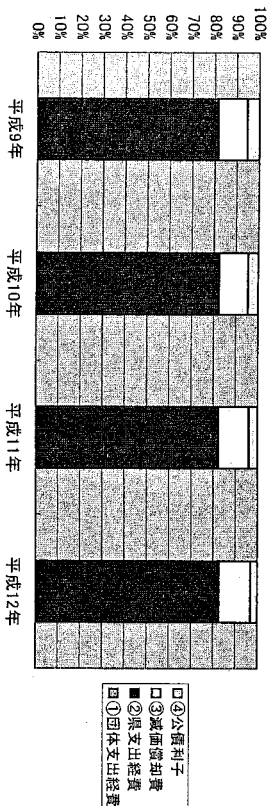


NO. 3
施設名 総合女性センター
1. トータルサービスコスト

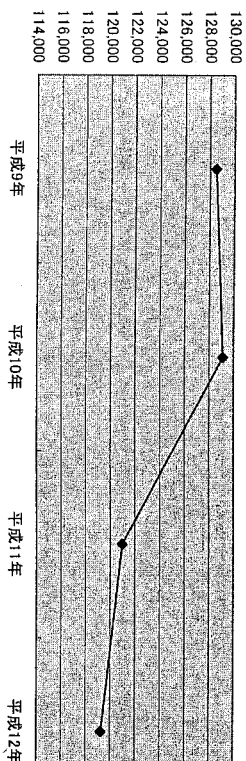
(単位：千円)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
I 施設管理費				
(1) 運営経費				
① 団体支出経費	0	0	0	0
② 県支出経費	105,879	107,549	100,932	99,863
計	105,879	107,549	100,932	99,863
(2) 県財産費				
③ 減価償却費	16,880	16,842	16,701	17,122
④ 公債利子	7,098	5,992	4,886	3,780
計	23,978	22,834	21,587	20,902
合計	129,857	130,383	122,519	120,765
II 収入等	(B)	(B)	(B)	(B)
うち利用料	1,336	1,263	1,552	1,508
	1,037	1,070	1,166	1,186
トータルサービスコスト	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)
	128,521	129,120	120,967	119,257
参考	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
地代相当額	33,352	33,352	33,352	33,352
地代を加味したトータルサービスコスト	161,873	162,472	154,319	152,609

施設管理費の構成割合の推移

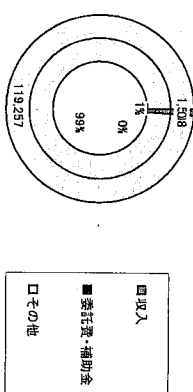


トータルサービスコストの推移



2. 平成12年度の構成割合

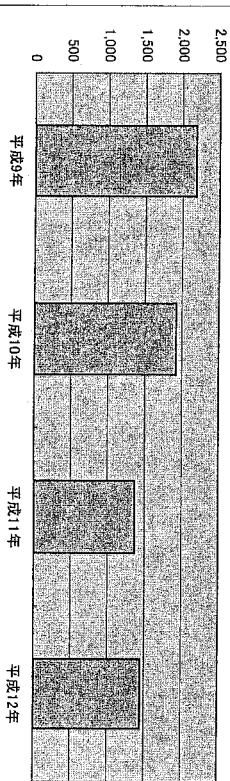
金額 (単位：千円)	施設管理費	収入	トータルサービスコスト	委託費・補助金	その他
割合 (%)	120,765	1,508	122,273	0	119,257
	100%	1%	100%	0%	99%



2. 利用者一人当たりのトータルサービスコスト

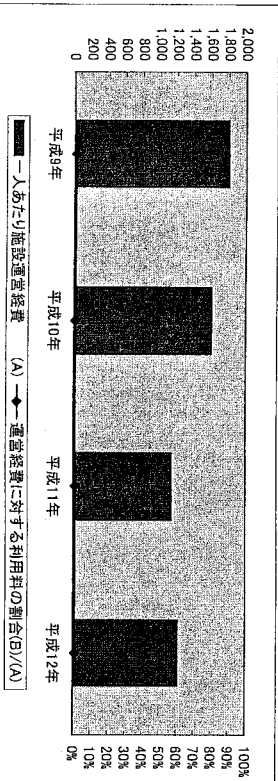
入場者数 (人)	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数	58,914	67,178	88,540	82,301
一人あたりトータルサービスコスト	2,182	1,922	1,366	1,449

一人あたりトータルサービスコスト



3. 一人あたり運営経費と使用料との比較

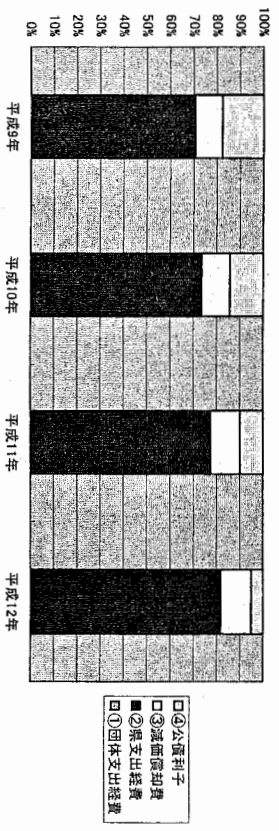
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	58,914	67,178	88,540	82,301
一人あたり施設運営経費 (A)	1,797	1,601	1,140	1,213
一人あたり使用料等 (B)	18	16	13	14
運営経費に対する利用料の割合(B)/(A)	1%	1%	1%	1%



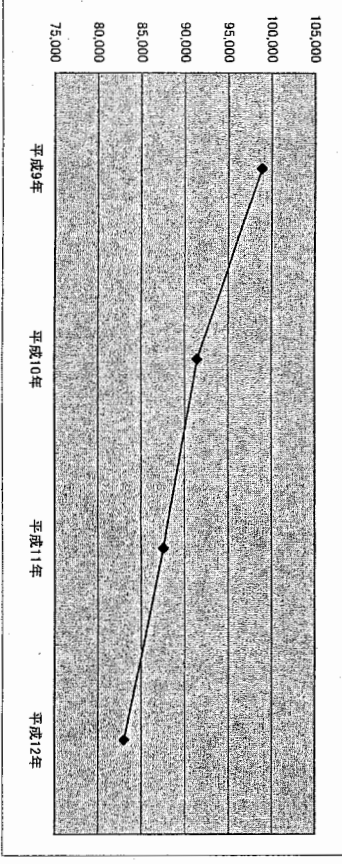
NO 4
施設名：富士女性センター
1. トータルサービスコスト

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
Ⅰ 施設管理費				
① 運営経費	0	0	0	0
② 果支出経費	73,688	71,011	71,580	71,439
計	73,688	71,011	71,580	71,439
② 東樹産費	12,086	11,732	11,717	11,462
③ 減価償却費	18,666	13,949	9,233	4,382
④ 公債利子	30,752	25,681	20,950	16,044
計	104,440	96,692	92,530	87,483
Ⅱ 収入等	5,566	5,245	5,009	4,485
うち利用料	847	735	780	649
トータルサービスコスト (A)-(B)	98,874	91,447	87,521	82,998
参考	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
地代相当額	0	0	0	0
地代を加味したトータルサービスコスト	98,874	91,447	87,521	82,998

施設管理費の構成割合の推移

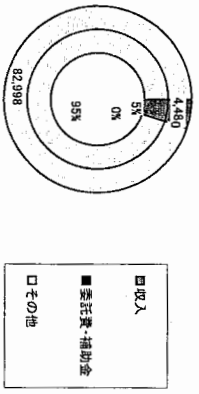


トータルサービスコストの推移



2. 平成12年度の構成割合

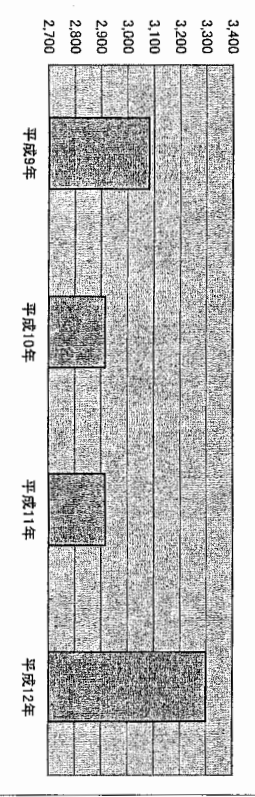
トータルサービスコスト	施設管理費	収入	委託費・補助金	その他
金額 (単位：千円)	87,483	4,485	0	82,998
割合 (%)	100%	5%	0%	95%



2. 利用者一人当たりのトータルサービスコスト

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	32,093	31,368	30,017	25,160
1人あたりのトータルサービスコスト	3,091	2,915	2,916	3,299

1人あたりのトータルサービスコスト



3. 一人あたり運営経費と使用料との比較

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
入場者数 (人)	32,093	31,368	30,017	25,160
一人あたり施設運営経費 (A)	2,296	2,294	2,385	2,339
一人あたり使用料等 (B)	26	23	26	26
運営経費に対する利用料の割合 (B)/(A)	1%	1%	1%	1%

